

平成27年6月19日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	堀岡敏喜	11番	炭竈ふく代
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤好彦
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	竹川彰
教育部長	八木春美	総務部次長兼 財政課長	渡辺秀樹
総務部次長兼 秘書企画課長	山口精宏	総務部次長兼 危機管理課長	橋村正則
民生部次長兼 十四山支所長	松川保博	民生部次長兼 児童課長	村瀬美樹
会計管理者兼 会計課長	山守修	監査委員 局長	平野宗治
総務課長	立松則明	庁舎建設 準備室長	伊藤重行
税務課長	山下正巳	収納課長	鈴木浩二
市民課長兼 鍋田支所長	横山和久	保険年金課長	佐藤栄一
環境課長	伊藤仁史	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	介護高齢課長	半田安利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び22日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） おはようございます。8番 三浦義光でございます。

議員になりまして3年4カ月、13回目の一般質問になりますが、初めて1番目の登壇となりました。大変光栄ではございますが、今までにない緊張感にも包まれております。気負いも感じます。これまでと変わらず、平常心な心持ちで質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、今回はスポーツ事業への支援、並びに福寿会への支援の2点について質問をさせていただきます。

まずは、弥富市内の学校を含むスポーツ事業の支援について質問をいたします。

服部市長は、最近の挨拶の中で、子供たちの体力が低下しているのではないかとという提言をなされております。実際のところ、全国的に見てみました。文部科学省委託の日本レクリエーション協会によりますと、子供の時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動、スポーツに親しむ身体能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康をつくっていくことにつながります。

したがって、保護者の皆様は子供の心と身体と知性がバランスよく成長・発達するように見守り、育て、働きかけていただくことが必要となります。とりわけ体力は、人間のあらゆる活動の源であり、子供のころから積極的にその健全な発達を図ることが大切です。

文部科学省が行っています体力・運動能力調査によりますと、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いております。現在の子供の結果をその親の世代である30年前と比較いたしますと、ほとんどのテスト項目において、子供の世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重などの体格は、同様に比較いたしますと、逆に親の世代を上回っております。

このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示しております。そして、将来的には国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗性の低下などを引き起こすことが懸念をされます。

子供自体の特徴から見てみますと、幼児期から小学校低学年を経て、中学年（3、4年生）になりますと、身体の発達面では比較的安定した時期となります。歩く、走る、跳ぶ、投げる、とるなどの基礎的な動きが洗練されていきます。さらに、この時期はスポーツに対する興味が芽生え、運動する喜びや意義、そして他者とのかかわりを意識するなど、集団生活に不可欠な社会性に対しても理解を深めることができるようになってきます。

高学年（5、6年生）になりますと、人生で最も成長の著しい時期になり、個人差はありますが、身長が急速に伸びたり、心臓を初めとする内臓器官や骨、筋肉などの身体の諸機能の著しい発達が見られるようになってきます。また、精神面でも急速な発達が見られる反面、不安定な状態にもなりやすいので、心身の発達のバランスがとれるよう配慮する時期でもあります。

こういった子供の状況の中、体力の低下につながる直接的な原因といたしまして、3つが上げられます。

1つ目が、学校外の学習や室内遊びの時間の増加により、外遊びやスポーツ活動の時間が減少しております。2つ目が、空き地や生活道路といった子供たちの手軽な遊び場の減少。そして3つ目、少子化や学校外の学習活動による仲間の減少などなどであります。

保護者の皆様には、子供を取り巻く環境を十分理解していただき、積極的に体を動かす機会をつくっていただきたいと思います。よく食べ、よく動き、よく眠るという健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身につけることも重要であり、家庭でのかかわりは重要なものになってきております。

現在、弥富市の小・中学生の体力について、これまでの推移、現状は把握されておりますか。また、体力向上についての打開策は講じておられますか。お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） おはようございます。

最初の質問であります小・中学生の体力の推移、現状と体力の向上の打開策についてお答えします。

小学校、中学校の体力テストの項目として、小学校1年から3年生は50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの3項目。小学校4年生は長座体前屈、反復横跳び、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの5項目。小学校5年、6年生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8項目。中学校は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの8項目を実施しております。

平成25年度の体力テストの結果を小学校5年生と中学校2年生で、弥富市と愛知県の平均値を比較しますと、小学校5年生男子は長座体前屈、反復横跳びの2項目、女子は握力、長座体前屈、反復横跳び、ソフトボール投げの4項目、中学校2年生男子では握力、長座体前屈、ハンドボール投げの3項目、女子は握力、長座体前屈、持久走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの5項目が上回っておりました。

小・中学生の体力は全国的に、30年前と比べると低下傾向が見られます。弥富市におきましても同様に低下傾向が見られるところです。

そこで、昨年度より各小・中学校における運動習慣づくり、体力づくりに対して、さまざまな工夫を凝らし、小学生は鍛えることより、まず運動好きにすること、動ける体の基礎をつくること、遊びを通して体を動かすことの楽しさや喜びを味わわせるということで、縄跳び検定の導入、ランニングタイムを設ける、サーキットトレーニングメニューをつくり取り組む、一輪車、竹馬で遊ぶなど、健康の増進と体力の向上に取り組んでおります。

中学生は、体育部活動で運動をする機会も多いですが、体育授業での活動を充実させること、休憩時間にスポーツに親しむことで、さらなる体力の向上を目指し、取り組んでおります。

また、体力テストの結果などから、子供の体力を把握し、自己の課題を持たせ、日常の身体活動に生かす工夫をさせるとともに、体育的行事を通して自主性を育てる取り組みをしております。

今後も継続して取り組むことで体力の向上につながるものと期待しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ここ一、二年で急に改善できるお話ではございませんけれども、小・中学校の環境づくりを進めていていただきたいと思います。

次に、子供たちを取り巻く環境の変化や健康課題の変遷を踏まえ、関連で、学校の健康診断について、時代に応じて見直していく必要性について、文部科学省が特に求めている4項目について質問をさせていただきます。

まず、座高についてですが、発育の評価に有用という側面がありますものの、現状ではほ

とんど活用されておらず、学校現場から座高測定は不要であるとの声も多いです。子供の成長を評価する上では、座高より身長曲線、体重曲線の活用を推進することを前提するならば、座高測定は省略可能と考えられております。

次に、現在ほとんどの学校で寄生虫卵検査といたしまして、ギョウチュウ卵検査の実施をしているため、寄生虫卵検査について考えるに当たっては、このギョウチュウ卵検査について検討することが妥当であります。現在の衛生状態のよい時代において、検査の意義はかなり乏しいと考えられます。実際に、検出率も極めて低く、ここ10年間、1%以下で推移していて、通常の衛生教育で十分に対応できる病気とされています。手洗いや清潔の保持を引き続き徹底することにより、寄生虫卵検査を省略してもよいとの考えも起きております。

そして、次に運動器に関する検査でございます。現代の子供たちには、過剰な運動にかかわる問題や運動が不足していることにかかわる問題など、さまざまな課題が増加しております。その対応として、学校の健康診断において、運動器の検診を行うことが考えられます。その際には、保健調査票などを活用し、家庭における観察を踏まえた上で、学校側がその内容を校医に伝え、校医が診察するという対応が適当であります。そこで異常が発見された場合には、保健指導や専門機関への受診など、適切な事後措置が求められます。

運動器検診に関しましては、もう少し述べたいのですが、先ほどの質問でもございます子供たちの体力低下にもつながるお話でございます。食事や運動など、生活の基本は、本来家庭や学校で築かれるはずですが、食事面では核家族化が進み、両親が共働きとなり、3食をしっかりと食べるという習慣が薄まったと考えられます。また、運動面ではゲームの普及と外遊び場が少なくなったことなどにより、運動不足の子供がふえています。

一方、栄養過多、運動不足で太る子だけではなく、低栄養、痩せ過ぎも問題でございます。メタボに対する誤解もあり、痩せることがよいことだとして、骨量に蓄えられなければならない小学校高学年にまでダイエットが入り込むようになってきました。

こうした状況下、危惧されるのは、生活習慣が改善されないまま大人になり、内臓疾患であるメタボや運動器疾患である骨粗鬆症など、ロコモの予備軍をふやしてしまうことでございます。

驚くことに、子供たちの運動器の現状は、片足でしっかり立つ、手を真っすぐ上げる、しゃがみ込む、背骨を前屈するなどの基本動作のできない子が急増しております。そして、物を投げる動作ができない、自身の倒立はおろか、倒立する子を支えられない、廊下の雑巾がけの際に支えきれずに前歯を折ってしまうなど、少し前の時代には考えられないことが起こっております。

こうした学校運動器検診の果たす役割は大変大きく、子供へのしっかりとした運動指導、食事指導などのロコモ対策は、メタボ予防にもつながると期待されています。これらの項目

をつけ加えさせていただきます。

そして、最後に血液検査でございますが、生活習慣病や鉄欠乏性貧血などの発見のため実施する方法もでございますが、血液検査を全国一律に学校で行うことは困難でございます。ただし、肥満や痩せ、検査値の異常などが指摘された子供に限らず、健康についての教育や指導は全員に必要とされております。今後、さらにこういった取り組みをすることは重要とされております。

この学校健康診断における検討は4項目、弥富市としての対応、現状についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 学校の健康診断の推移ということでお尋ねいただきました。

座高測定、寄生虫卵測定、運動器に関する検診、血液検査、おのこの現状と対応についてお答えします。

平成26年4月30日付学校保健安全法施行規則の一部改正により、児童・生徒の健康診断の検査項目、並びに方法の改正が平成28年4月1日から施行されることになりました。

平成28年度児童・生徒の健康診断について、座高測定は必須項目ではなくなります。よって、学校での測定から省きます。また、寄生虫卵検査は必須項目ではなくなりますが、地域の判断によるということですので、弥富市医師会長の意見も聞かせていただくよう調整中です。

運動器に関する検診については、必須項目として加えられましたので、実施することにはなりますが、現在、検査方法の細かい指針が示されていない状況です。

最後に、血液検査は必須項目ではないですが、従来より貧血検査を小学5年生と中学1年から3年の希望者に、また脂質検査を小学5年生と中学2年生の希望者に実施しており、生活習慣病や鉄欠乏性貧血の発見に努めております。

今後も小・中学校においては運動指導、食事指導に努め、児童・生徒の体力向上、健康管理に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 座高検査については納得でき得るお話でございますが、寄生虫卵検査については、たとえ1%以下になったとはいえ、消滅したわけではございませんので、これは慎重に判断をしていただきたいと思います。

また、運動器検診は、1問目の子供たちの体力低下につながる問題でございます。できるだけ早く検査の方向性を決定していただきたいと思います。

最後の血液検査につきましては、費用がかかるという問題が一番ひっかかるわけですが、多くの子供たちに検査をしていただくよう考慮していただきたいと思います。

それでは次に、小・中学校を含むスポーツ施設について質問をいたします。

一昨年、全国の公立小・中学校の体育館など、約8,700棟にあるつり天井について、文部科学省は原則撤去を決めました。東日本大震災では、つり構造以外にも含みますが、天井の落下が1,600件以上発生をいたしました。特に落下危険があるつり天井について、点検費用がないなどの理由で対策が進んでいなかったということでした。

天井の形状、補強部材の有無など、建築士らが耐震性があるかを判断できる点検マニュアルを作成し、完全な安全確認ができなければ、撤去を求めました。費用には、実質的な地方負担が軽く済む支援制度を活用し、点検にかかる費用にも特別交付税措置などが施されています。

弥富市内の小・中学校でも、昨年度、弥生、桜、大藤、十四山西部の小学校でつり天井の撤去が完了しておりまして、本年度においても白鳥、栄南、日の出の各小学校と弥富、弥富北の中学校について、随時撤去をしていくとのことでした。

東日本大震災では、これは記憶にも残っておりますが、東京都千代田区の九段会館において、お2の方が亡くなった公共施設の天井崩落も相次ぎました。柱や壁の主要部分はほとんど壊れなかった耐震建物でも、つり天井が落ちたケースが目立ちました。

弥富市にも、社教センターのホールなど、多くの公共体育館、ホールが存在いたしますが、そちらの対策はどのようになっておりますか。また、昨年弥富北中学校のグラウンドを全面改修いたしました。そのほかの小・中学校のグラウンド、公共施設のグラウンドについては、点検は行っているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

体育館、ホール等のつり天井対策でございますけれども、小・中学校につきましては、26、27年度で終了いたします。その他の体育館やホールに関しましては、緊急性は十分に認識しておりますけれども、市といたしまして、公共施設全体の利用状況や老朽化の状況、財政見通しの分析などを踏まえた公共施設等総合管理計画を今年度に策定し、それを踏まえまして個別施設計画を検討した上で、非構造部材の耐震点検を実施し、点検結果を踏まえ、安心・安全に係る施設整備を優先して、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、グラウンドの関係でございますが、学校については随時、報告に基づきまして対応しております。社会体育施設の各グラウンドやテニスコートにつきましては、体育協会加盟団体の協力のもと、凍結防止や砂じん防止のため、にがりの散布を行っていただくなど、定期的な利用者からふぐあいや修繕等の情報を提供していただき、維持管理に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。



○8番（三浦義光君） 建築経過年数を鑑みますと、つり天井撤去や耐震化を図る以前に建てかえの検討に入らなければならない施設もあるのではないかと思います。できる限りの早期の公共施設に対しての管理計画の策定をお願いいたします。

グラウンドに関しましては、昨年の弥富北中学校の事例、点検は行っていないが、毎年確認は行っていたという厚生文教委員会報告ということも教訓といたしまして、学校、公共施設ともども、年1回でなくてもよろしいですけれども、定期的な点検を行っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

学校運動部活動について質問をいたします。

早稲田大学スポーツ科学学術院の間野義之教授によりますと、これまで我が国のスポーツは学校運動部活動に支えられてきました。学校教育の一環として、先生方が生徒に対して学校体育施設を用いてさまざまなスポーツ指導を行っています。平成24年度から実施されました新中学校学習指導要領では、部活動について、スポーツや文化及び科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと規定しております。

運動部活動には活動場所が必要となりますが、学校にはグラウンド、体育館、水泳プール、テニスコート、武道場などがほぼ全て整備されております。我が国の学校制度になれ親しんだ人からすれば、当たり前のようにありますが、世界の中でも最も学校体育施設が充実している国の一つは日本でございます。ヨーロッパの学校では、グラウンドや体育館の整備率は低く、部活動は非常に限られており、一般には生徒たちは地域のスポーツクラブで行っております。

つまり、インフラとしてのスポーツ施設が学校敷地内に充実していることも、我が国の運動部活動の促進要因なのでございます。

これに加え、マンパワーとしての先生方の存在も、この発展に極めて大きな役割を果たしております。生徒が平日にスポーツを指導してもらうとなると、夕方に時間がとれる大人は少ないですが、先生であれば職場である学校で、職務としてスポーツ指導を行うことができます。保護者の方々にとっても、思春期の子供たちを安心して預けられる大人である教員免許取得者、つまり先生方は最適でございます。

このように、生徒が学校で授業後にスポーツできるのは、移動時間もなく、月謝や会費なども不要で、また信頼できる大人が面倒を見てくれることから、学校運動部活動は非常に効率的なシステムと言えます。

弥富市公立中学校での運動部活動は、現在、この少子化の中、充実しているのでしょうか。卒業生には、その後、優秀な成績をおさめている方も輩出しております。活動しやすい環境

づくりに、弥富市の支援はどのように施しておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 運動部活動について、少子化という観点から申し上げますと、小規模校におきましては、どうしても自分のやりたい競技種目がないということもありますが、学校と地域が連携した活動を行いやすいというメリットもあります。また、部活動等において、生徒一人一人の活動機会を設定しやすくなるということもあります。

本市では、現在、クラブ活動のなぎなた、ソフトテニスに対し、外部講師が教員とともに指導に当たっておられます。また、対外的な競技会への参加費の経費として、部活動等選手派遣費補助もしております。

今後も地域の教育力を生かした学校教育を推進するため、部活動などを指導していただける学校支援ボランティアを随時募集し、支援していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 人的支援に関しては、十分配慮していただいておりますが、施設環境については、体育館内においてでございますが、ラインが大会規定になっていなかったり、備品の老朽化など、保護者の方々、関係者の方からも指摘がございました。細かいことではございますが、再点検をして、生徒が部活動をしやすい環境づくりに支援をお願いいたしまして、将来、この弥富市からオリンピック選手が出てくることを期待しております。

次の項目、最後の質問でございますが、市内社会教育団体、体育協会に属している団体について質問をいたします。

弥富市は、公共スポーツ施設の充実はしているほうでございますが、全国的に見れば公共施設が少ないのが現状でして、学校体育施設は地域の皆様にとっても最も身近で利用しやすい施設でございます。明治5年の学制発布により、各地で子供たちが通いやすい場所に学校がつくられ、子供たちが歩いていける場所は、大人にとっても便利な場所であります。

また、開かれた学校づくりが言われて久しい。学社融合、コミュニティスクールなど、地域社会と家庭とが協働で子供たちの学習環境の保障を目指す働きも活発化してきております。地域のお祭り、地域清掃、文化祭、体育祭、防災行事など、さまざまな取り組みを通じて、学校と地域との連携を進められておりますが、実はスポーツが最も連携しやすいのではないのでしょうか。コミュニティスクールを推進するためにも、学校運動部活動を学校と地域とで協働で運営していくことで、先生方の負担を軽減、資格を持つ専門的な指導者、大人の皆さんとの交流、スポーツ機会の拡充などが進むのではないのでしょうか。

弥富市も、公共施設での地域交流も盛んでございますが、学区によって学校を交流の場と

しているところもございます。市のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校運動部活動を地域と協働でという点についての御質問でございますが、本市では小学校区単位で6つのコミュニティ推進協議会が組織され、運動会や盆踊り、防災訓練などの活動に取り組んでいただいているところですが、今まさに地域における自主的な防災活動や避難支援活動の重要性が一層注目され、ともに支え合い、助け合いながら、地域の課題をみずから解決していくことの重要性が再認識されるようになってきており、コミュニティ機能の再生と創造が強く求められています。

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みを構築することは重要なことでもあります。

そのような中、運動部活動と地域協働という点では、総合型地域スポーツクラブとの連携も必要であると考えています。

今後は、少子・高齢化の一層の進行など、社会経済情勢の変化を見通しながら、市民の自治意識の高揚や自主的・主体的な、まずは学校区単位を中心としたコミュニティ活動の育成、支援なども含めて、地域交流の場の総合的な環境整備を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） よろしく願いをいたします。

次なんですけれども、先ほども少し答弁の中で出ましたけれども、半田市では1995年から取り組みを展開し、地域と学校とでNPO法人を設立し、学校敷地内の体育館をNPO法人が管理運営をしております。それにより、学校の先生方だけでは担えなかったさまざまな活動に広がり、地域住民のスポーツ機会も広がりました。

これまでの100年は、我が国のスポーツは学校運動部活動が支えてきましたが、これからの100年は公共施設、学校施設を活用した地域スポーツクラブの時代に向かうべきではないでしょうか。

現在、活動しています体育協会においての、市内社会教育団体などの活動内容を伺います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 体育協会や社会教育団体の活動内容でございますけれども、26年度においては、その加盟競技団体の自主事業はもちろん、教育委員会主催事業であります各種スポーツ教室を17教室、スポーツ大会を28大会、さらには講習会などを受託事業として行っております。

また、歩け歩け大会など、自主事業として活動されており、スポーツ少年団などとも連携

を密にして、将来を担う子供たちの健全育成、競技力の向上、市民の健康増進に寄与できる協会として、弥富市の生涯スポーツ活動の一翼を担っていただいております。

先ほど申し上げました総合型地域スポーツクラブも市内にはございまして、小学生から一般の方も巻き込んださまざまなスポーツイベントを展開していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これからも、より一層の活動をお願いいたします。

また、先ほど答弁の中にございました、弥富市には唯一の総合型地域スポーツクラブであります弥富スポーツクラブが、平成25年2月より、常時活動スポーツ教室、短期活動スポーツ教室を初め、各種イベントを行っているNPO法人がございまして。発足されて2年が経過したわけですが、この総合型地域スポーツクラブ設立の効果とは、地域住民の方々が主体的にスポーツ環境を形成する新しい公共が実現でき、運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与し、学校の授業、部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展にも寄与していく団体でございます。

平成27年1月1日現在では、会員数は137名でございまして、内訳は小・中学生66名、高校生1名、18歳から64歳までの方が46名、65歳以上の方が24名となっております。1年前の26年当初よりも倍以上の増員となっておりますが、しかしながらクラブが自立していくにはまだまだ会員が入会していただかないことにはということ、事務局の方もおっしゃっておりました。白鳥地区から発足しました弥富スポーツクラブの発展に、弥富市としての後ろ盾、バックアップをよろしくお願いいたします。

さらにもう1点、現状、公共または学校施設が充実をしております弥富市でございまして、それぞれのクラブが施設利用をする上で、非常にままならないという声も聞いております。それだけクラブ数が多いということですが、この利用に対する抽せん方法、または割り振りはどのように行われておりますか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 各施設の利用方法でございましてけれども、まず利用開始時に団体登録申請をしていただき、6カ月経過後、その活動状況を確認させていただき、教育委員会に諮問しまして承認されれば、団体登録がなされます。

登録された団体は、毎年2月に開催する利用団体説明会において、翌年度の利用希望日や場所の割り振りを行っていただきます。場所や時間などが重複する場合は利用者間同士で調整していただき、それでもできない場合は抽せんをしていただくなどして、円滑に決めています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この質問を通告しまして、改めて少し、クラブというか、団体の方々に尋ね回って見たわけでございますが、おおむね団体同士が話し合いの中で良好な関係を保っている方が多いというようなことがわかってきました。

ただし、少数意見ではございますが、不満を抱えている団体もあるというようなこと。調整または抽せんの段階で、弥富市として適切な仲介をしていただくよう、よろしく願いをいたします。

最後に、統括して教育長に今後の運動部活動を初め、スポーツ事業に対しての展望をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

御承知のように、学校の部活動につきましては、中学校の学習指導要領で、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツなどを通して学習意欲の向上や責任感、連帯感を養うように行い、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や関係団体などとの連携を図って、運営上の工夫を行うようにすることと規定をされております。

本市におきましては、学校教育と社会教育、家庭教育とが相互補完的に協力し合って、開かれた学校という教育政策として、一層強化する必要があるという観点から、学校教育基本方針であります「一人一人が輝き、よく学び心豊かでたくましい弥富の子」を目指し、児童・生徒の生きる力の育成とそれを支える学校の教育力の向上に努めているところでございます。

また、学校内外を通じて、子供たちが運動嫌いや体育嫌いにならないように配慮をするとともに、運動・スポーツとのよい出会い、楽しい出会いができる機会を与えて、子供たちの健康を増進し、成長発達を促していくためには、バランスのとれた基礎的な体力を身につけてもらって、地域においては子供たちが運動・スポーツのクラブに加入をすることなどしていただきまして、さまざまな行事に参加し、異なる年齢集団や文化との接触を通して、豊かな社会性や人間性を身につけてもらって、元気な弥富づくりを目指していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三浦議員に、私も弥富市の体育協会の会長という立場から、少しお話をさせていただくわけでございますが、今議員からさまざま、小・中学生の児童・生徒に対するスポーツ、あるいは部活動、そしてまた市民の健康ということについてもお話をさせていただくわけでございますが、私といたしましては、長年、いわゆる市長が体育協会の会長を務めるというような形の

中で務めてまいりましたけれども、2020年に東京オリンピックも決まりました。さらに、新しい市民の皆様のスポーツのあり方、あるいは指導者という形の中で、外部から導入をしていかなきゃならないということも、さまざまなスポーツの分野であるわけでございます。

来年度を一つの目標にいたしまして、体育協会の会長は外部から招聘するということを決めていきたいと、今構想を立てておるところでございます。そして、市民の皆様の健康増進、あるいはスポーツの振興ということに対して、より一層市民の皆さんが御参加いただけるようにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解もいただきたいと思っております。

来年度からは、新しい外部からの体育協会の会長を導入していきたいということをお話しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 引き続きの御支援をよろしくお願いをいたしまして、次の2項目めの質問に移らせていただきます。

弥富市福寿会について質問をさせていただきます。

前回3月議会の一般質問の中で、福寿会の現状について、会員数の減少傾向であるとのこと、旅行などに、会員ではないが一緒に出かけて親睦を図りたいと思っても、入会していない方は参加できないということ。市長の答弁の中では、正会員、準会員などの規約の改正を検討しているという文言がございました。

その後、3月でしたので、私も地元福寿会の総会などへ数件御招待を受けた際、会員以外の旅行参加に関する同様、あるいは似通ったお話を伺いました。その後、規約の改正などの話し合いは行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

福寿会は、そのあり方として、健康、友愛、奉仕を掲げられ、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働して、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることが目的であります。

活動内容は、文化、スポーツ、教養講座など、多岐にわたっております。市からの支援といたしましては、運営費の補助や公共施設の使用料の免除などをさせていただいております。

御質問の福寿会主催の行事に対する個別の参加という件につきましては、3月議会で、一人でも多くの方の参加を図る観点から、規約の改正により正会員、準会員制度ができないか、働きかけていきたいという答弁をさせていただいております。

会員増強の一つの方法といたしましては、弥富市老人クラブ補助金交付要綱を改正いたしまして、今年度から団体要件を今までの50名から40名に減員したことによりまして、会の存続の一助になろうかと思っております。

また、準会員制度につきましては、役員さんと打ち合わせさせていただきました。会費の問題、役員の問題、それから行事の開催における規模の問題等がありまして、これをよく精査していきたいという事の御回答をいただきました。市といたしましても、もう少し時間をかけて調整していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 確かに、この準会員制度には、単位クラブの内情によって、大きな違いがありそうでございます。会員の数が多いクラブであれば、役員さんは正会員の方だけの面倒で手いっぱいというようなことで、この上、準会員の方の面倒は見られないというようなことがございます。また、ぎりぎりの定数で運営されているクラブでは、行事を催す際に多くの参加者を募るべく、準会員制度が望まれているというようなこともお聞きをいたしました。

福寿会連合会の役員会において十分協議をしていただき、各単位クラブそれぞれの要望を組み入れていただくよう、よろしくお願いをいたします。

次に、現在、老人クラブは、名古屋市を除く愛知県で4,300を超えるクラブ数、約34万人の会員を有する組織となっております。

その中の弥富市の福寿会では、平成27年では70の団体ということをお聞きしておるんですが、3月議会では、たしか71団体と記憶しておるのでございますが、これは1団体減少したのでしょうか。減少理由を含めてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、本市の福寿会は、会員数4,484名で、単位クラブの数は70クラブで、御指摘のとおり、昨年度より1クラブ減少しております。

ちなみに、平成26年度は71クラブ、4,671名でございました。これは、平成22年度から、毎年1クラブずつ減少しているといったものが現状になっております。

減少の理由でございますが、幾つかあるかと思いますが、引退してまで組織に縛られたくないとか、役員になると負担が大きいとか、まだ働いている方が多いとか、クラブに勧誘され、一度断ると2度目は誘われなくなるとかということで、入会の機会を失ってしまうといった理由が考えられます。

なお、実際の例といたしましては、役員のみ手がないということにより廃部にしたクラブもあるというように聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） こちらの質問に関しては、先ほどの質問も同様でございますが、3月議会での伊藤正信議員の答弁内容と重複するかとは思いますが、この問題に関しても、単位クラブの事情を考慮して、引き続き改善策を連合会と市側との協議を進めていただくよう、お願いをいたします。

それでは次に、高齢者の方々が自主的に仲間づくりを進め、それぞれの地域の実情に即して組織づくりをして、皆さんが共同して相互に支え合い、楽しみをともにすることを基本にして活動されているとのことでございますが、その中で、会員間の親睦を図る上で重要視されております日帰り旅行が各会で催されております。それには、市のバス、福寿号というんですか、利用状況について伺います。

バス利用に対しての利用条件があると思いますが、現在どのようになっておりますか。また、バスの定員以上の人数が集まった場合のもう1台のバスは使用可能なのでしょうか。それともう1点、昨年厚生文教委員会の中で、バスの不調が述べられておりましたが、その後、エンジンの調子はどうなっておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高君） 立松総務課長。

○総務課長（立松則明君） 福寿会のバスの利用状況についてお答えさせていただきます。

1点目のバスの利用条件についてでございますが、社会福祉協議会と協議を行い、次のことを決めさせていただいております。

使用日時は年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く日で、バスが最初の集合場所を出発する時間から、最後の解散場所に到着するまでの時間が、5月から10月までの間は午前8時30分から午後5時30分まででございます。11月から4月までが、午前9時から午後4時30分までとなっております。

運行範囲でございますが、原則として、弥富市から直線距離で50キロ以内となっております。

使用制限としましては、中型バス1台のみの運行で、単位福寿会当たり、年間2回以内となっております。中型バスの定員は40名でございます。

予約方法につきましては、使用月の2カ月前より予約が可能でございます。月初めに2カ月後の予約抽せんを社会福祉協議会で行います。予約抽せん日以降は、総務課で随時受け付けを行います。

2点目のバスの定員以上の人数が集まった場合、もう1台のバスは使用可能かについてお答えさせていただきます。

福寿号以外に35人乗りのバスがありますが、市の行う事業や社会福祉協議会、教育委員会の事業に使用しておりますので、福寿会にはお貸ししておりません。しかし、単位福寿会が日帰り旅行を行う場合において、2台目以降を有料でバスを借り上げられた場合につきまして



は、1台分の半額または5万円のいずれか低い額を補助させていただいております。

実績としましては、平成24年度に2単位福寿会、平成26年度に1単位福寿会に補助しております。

3点目の、昨年の厚生文教委員会でバスの不調が述べられていたが、その後の状況はについてお答えさせていただきます。

平成26年1月に、福寿会の研修会の運行中、排気ガス浄化装置に異常ランプがつき、消えなかったため、福寿会の代表の方に了承を得て、最後の1カ所をやめて帰着し、すぐに修理をしたことがありました。バスにつきましては、3カ月ごとに定期点検を行っておりますし、その後はそのようなこともなく、運行しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 大まかなバス利用状況については、福寿会の役員さんからお聞きしておったんですが、改めて詳細説明をしていただいたわけでございます。

現在の条件、及び抽せん方法についても、大きな不平不満は聞いておるわけではございません。もう1台、同様のバスがあれば、福寿会または社会福祉協議会にも利点があるのではないかと思いました。十四山の35人乗りのバスにはトランク、荷室が不向きであったり、現状40人乗りについても、修理後、異常は起きていないと福寿会の関係者の方々にもお聞きをしております。

それでは、より利用しやすい環境にしていくには、40人乗りのバスをもう1台というような要望につながっていくわけですが、購入費はもちろん、維持費にも相当な予算が試算されます。おいそれと検討という返答も望めるものではございませんが、そういうことに関しては重々理解をしているつもりでございます。

そこで、現在、政府の内閣府が打ち出しております地域住民生活等緊急支援（地方創生先行型）の上乗せ交付に当てはまらないかということで、私なりに関係機関などで資料を取り寄せましたが、縛りが予想以上にございまして、ハードルの高い交付金でございました。バス購入にはそぐわないのかもしれませんが、この交付金対象基準の事業分野としても、仕事づくりなどに資する人材の育成確保とか、農林水産業などのブランド化とか、観光資源の開発とか、コンパクトシティの包括的政策パッケージなどなど、どうもバスに関する当てはまる事業はなさそうでした。

最後に、福寿会の今後のあり方について質問させていただきます。

3月議会において質問をいたしました、新年度に向けての介護支援についての中で、高齢者カフェ、ふれあいサロンでございますが、平成27年度特別会計当初予算におきまして、ふれあいサロン等運営事業委託料として計上されております。内容は、ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者などと各種の相談に対応できる社会福祉士や介護福祉士、地域住民が

気軽に集い、共同で企画し、活動内容を決め、触れ合いを通して生きがいをづくり、仲間づくりの輪を広げること、または地域の介護予防の拠点として機能する活動を既存の介護サービス事業所などに委託して実施するというものでございます。

具体的な委託先としては、介護サービス事業所5カ所、福寿会、自治会など6カ所となっております。介護サービス事業所については、順調に今のところ稼働をされているというようなことでございましたが、3月の地元の福寿会の総会で、ふれあいサロンについても紹介をさせていただいたわけでございますが、興味を示していただきまして、実際、事業所が行っているサロンに出向かれた方もお見えになりました。また、このようなサロンを見て、これならば自分たちで催したいがというような声も上がってきました。実際、介護高齢課の窓口にご相談に来られた福寿会の役員さんの方もいたということを知っております。

今後、具体的に市としてはこのような状況下をどのように対応していくのでしょうか。また、この福寿会への委託料というのは6カ所と記されておりますが、これは学区単位の広域での計画なんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安君） お答えさせていただきます。

今年度から市で取り組んでおりますふれあいサロンについてでございますが、認知症の方とその家族、また地域住民の方などが参加し、コーヒーを飲みながら、情報交換やレクリエーションで楽しい時間を過ごしてもらおう事業でございます。

現在、市内4カ所の介護サービス事業所と委託契約をし、既に業務を始めていただいておりますが、今月末にはあいち海部農協とも契約させていただく予定をしております。

また、このふれあいサロンについては、福寿会でも計画されており、4月の役員会で説明をさせていただきました。現在、その検討をされているところでございます。

市の考え方としては、単位福寿会でも結構ですし、自治会、あるいは民生委員さんとタイアップして取り組んでいただくのも一つの方法かと思っております。市内で幅広く展開され、より多くの方が参加でき、通いの場をより多く提供できればと考えております。

なお、当初予算計上の委託料でございますが、議員言われますように、各小学校区1カ所を想定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私が3月議会において質問をさせていただきました項目の再質問というような形になりましたが、そのときには介護サービス事業所が行うサロンについて、市民の皆さんに対して、このように集う場所があるというようなことの周知ということが主な内容でございました。

先ほど、新しい事業所契約先として、あいち海部農協というような言葉もございましたが、

これまでサロンがなかった弥富市南部3カ所への開設と聞いております。愛西市などで実績がある事業所でございますので、大変期待をしております。

今回は、地域の縁側など、親しみのある、住民の方々の横のつながりを形成することを目指した、誰もが利用できるコミュニティカフェとしての集いの場を進めていただく要望をしました。特定の人々の集会ではなく、お互いのかかわり合いの中から活力を見出せる場をあらゆる場所で数多くつくっていただきたいと思います。

しかしながら、質問の中で述べさせていただきましたが、介護福祉士など専門職の方を組み入れていかなければならないと細かい制約もございますので、市としての指導をよろしくお願いいたします。

最後に、通して統括して、市長のお考えを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 元気な弥富市は、やはり福寿会の会員の皆様の元気につながると、元気がつながると思っておりますので、福寿会の皆様方のいろんなイベント、あるいは行事に対しても御参加いただくと同時に、独自のイベントを計画していただいて、私たちと一緒に活躍していただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 通告に従いまして質問をしたいと思います。

きょうは2点にわたってやりますが、できるだけ簡潔にしたいと思います。多少前後することもありますので、御了解をいただきたいと思います。

先日と申しますか3月議会において、地方創生事業の活用ということでやりましたが、このとき市長からいろいろの答弁がありました。特にその中で市長の話によりますと、弥富市の人口は現在約4万4,500人、15年後には4万1,000人と、3,500人減少するということが予想されているというものであります。

そこで、弥富の場合、近鉄とかJR・名鉄等の公共交通機関もありますし、名古屋駅まで

近鉄急行電車ではわずか15分、また弥富の面積は約49平方キロメートルという広大な面積の中に市街化区域もありますし、西部臨海工業地帯もありますし、農業地帯もあります。

一方、財政状況から判断しますと、大変財政状況もいいわけでありまして、教育施設とか保育施設を整備されておりますし、しかも中学3年生までの医療費が無料というような福祉対策も行われておるわけでありまして。

そうした恵まれた環境、立地状況にありながら人口が減少していくという現状、そして最近よく聞くことは、借家だとかマンション等にも空室が目立つようになってきたと。私のところにも、私は借家ですけども、借家で空き家があったらお世話をしますから、どうぞというような手紙が最近届いておるわけでありまして。そういう状況で、せっかく区画整理事業等をやっていただいた平島等でも、こういう借家等があくようになったということも聞いております。

そういうような状況の中で、今回、人口が減少していくという傾向は、私は今までに初めて経験するわけでありまして。従来から、特に人口問題、少子化対策は議論されてきたわけでありまして、弥富市として、これはさすが弥富の政策だといって誇りにされるような独自対策は余り講じられてはきておりません。

そこで、こういうような状況を考えたときに、弥富のまちづくり政策、行政運営等を一遍再検討する必要があるのではなからうかなあと私は感じておるのであります。

そこで、まず市長、このような今申し上げたような現状について、どのように把握をしておられるのか、また認識をしておられるのか、またこれらについての状況の原因をどのように把握をしておられるのか、まず最初に市長に尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

ことは地方創生元年という形の中で、地方創生につきまして、いろいろとこの後、御質問をさせていただくわけですが、順をもって御答弁させていただきます。

まず、弥富市の人口問題でございますけれども、以前、佐藤議員に申し上げましたのは、議員も今は御理解をいただいているように、15年後、2030年には3,500人の減少につきましては、あくまでこれは人口問題研究所の予測数字でございます。現在は、おかげさまで、弥富市の人口はほぼ横ばい状態で推移をしているところでございます。平成18年、合併したときには4万3,660人ございました。そして、昨年、平成26年度では4万4,500人という状況であります。850人ほどの増という形の中で、微増、または横ばいというような状況でございます。これは、市民の皆様の大変な御努力と、そして私ども行政といたしましても、さまざまな社会資本整備、あるいは子供環境の整備、教育環境の整備ということに努めてまいりました。特に「子育てをするなら弥富市へ」という形でキャッチフレーズを掲げ、少子化対

策、あるいは子育て支援を積極的に実施してきたところがございます。その結果として、ほとんど子供さんの数も減少していないのが今の弥富市でございます。他の海部地域の自治体と比較していただいても、よい結果が残っていると考えているところがございます。

しかしながら、日本の人口の減少は確実に始まっているわけでございます。大きな転換期を迎えていると言っても過言ではないと思っておりますし、このことにつきましては議員と同じ認識を持つところがございます。何も対策を講じなければ、急速に減少に拍車がかかるということでございまして、弥富市とて例外ではありません。

前岩手県知事、そして総務大臣を務められました増田さんは、そのレポートで、2040年には日本の人口は1億人を切る。そしてまた、2040年には1,800ある自治体が半数の900になるということを提言してみえる。この人口の減少こそ、食いとめていかなきゃならない、いわば今回の地方創生の最大のテーマ、最大のビジョンであろうと思っております。今後、私ども市といたしましても、地域の実情や特性を踏まえ、さらなる施策の充実に取り組んでいこうと思っております。人口減少に対する危機感を持って、さまざまな行政運営に当たりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、原因につきましては、これはいろいろとさまざまな項目があろうかと思っておりますけれども、1つには働く女性がふえたことによる晩婚化が言われております。最近のデータによりますと、初婚の平均年齢が、男性は31歳、女性の場合は29歳となっている。そして、初産の平均は31歳ということでございます。晩婚化がますます進んできているということです。

2点目の原因につきましては、核家族化における少子化が進んでいるということでございます。以前は、2世帯、3世帯という形で同居ということが多々あったわけでございますが、急速に核家族が進展をしているということです。弥富市の世帯数の推移について申し上げます。平成18年に合併したときには、1万4,660戸の世帯数でございました。そして5年後、平成23年には1万6,000戸になりました。そして平成27年、今現在は1万6,810ということで、現在もまだ、この世帯数については伸び続けておるわけでございます。18年対比といたしましては115%、そしてこの10年間に2,150戸の新しい世帯が生まれました。しかしながら、ここで心配なのが、世帯数の伸びと人口の伸びが比例をしていかないというところにあるわけでございます。

3つ目の要因は、若い男女間の価値観の変化ということが言われるかと思っております。結婚に対する本人の価値観がさまざまに変わってきている。いわば結婚至上主義という考え方から、結婚だけが人生ではないというような考え方もあろうかと思っております。そんな中で、自分自身を社会の中で生かしていくというようなキャリアが非常にふえてきているということでございます。

そして、最大の原因という形の中で、この人口問題研究所から指摘されている、提案されていることについて、皆様にも共有をしていただきたいと思いますということでお話しさせていただきます。それは、私どもの弥富市の20代、30代の結婚または子供を産み育てる人たちの人口が確実に減ってきているということです。例えば、その中の女性という形の中では、2010年には5,600人ほどの人口でございました。それが2040年には3,900人という形の中で、1,700人ほどの減少というような状況になってまいります。結婚して子供を産み育てる若い女性の人口が、ほとんど愛知県の多くの自治体で減少化であるということが非常に大きな人口減少の要因であろうと思っております。

いずれにいたしましても、そのようなことをしっかりと理解しながら、人口減少に対するさまざまな施策を考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 全国的に、今、減少の傾向にあると。これはよくわかるわけですが、ただ言えることは、田舎のほう、山村とか、こういうようなところの生活をする条件が悪いところ、働く場所が少ないところ、こういうようなところの減少は当然予測されるわけですが、弥富の場合には、今、市長が述べられたような環境とか立地条件が非常にいいわけなんです。いいところで減少するというのは、これが問題なんです。このところを私たちはしっかりと認識せないかんと思っております。

今度の地方創生の最大の目的は、人を大切に、人の減少に歯どめをかけるということであり、ます。こういうことから、それぞれの地方が主役となって、地域の潜在力を調査・研究し、土地の有効活用等によって優良企業を誘致したり、市民の職場をふやし、働くことができる環境づくりを進めたり、また住宅開発、住宅環境の整備など活性化を図り、安全で豊かな生活ができる環境づくりに取り組むと。そして、出生率を高めていく、バランスのとれた人口構成を図ると、これが今回の地方創生の最大の目的であります。

確かに、そういうことから、この地方創生事業をどういようように進めていくべきかというには、私は一つの地方創生協議会というようなものを設立して、そしてしっかりと将来を見据えた研究、調査、議論を進めながら、弥富をよみがえらせるべき一つの総合計画を再検討することが必要ではないかと考えております。

また、弥富の潜在力をどのように認識しておられるか。市長に、こうした地方創生協議会の設立に対する私の見解と申しますか対応をどのように考えておられるか、これを尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

地方創生協議会の設立をしたらどうかという形で佐藤議員から御質問をいただくわけでご

ございますが、そういった形の中においても総合計画との整合性、そういったようなことも御質問の中にはあるわけでございますが、ことし、平成27年度は、私どもとしては、国からの指針といたしまして、人口ビジョン地方版総合戦略を策定しなければならないという義務づけをされました。そういった形の中において、弥富市における人口ビジョン、ひと・まち・しごとという形での地方の活性化について、これから取り組んでいくわけでございますが、このことにつきましては総務部の山口次長が中心になって取り組んでおります。今から彼にその詳細について答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） それでは、地方創生に関しまして、少し御説明申し上げます。

地方創生に関しましては、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして地方版総合戦略を策定してまいります。また、人口の将来展望として地方人口ビジョンも策定してまいります。策定に当たりまして、本部長に市長を初め、各部長から成る弥富市総合戦略推進本部を立ち上げます。

また、まち・ひと・しごと創生法を効果的に、また効率的に推進していくためには、住民、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、総合戦略には幅広い層から成る、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようなことが重要であることから、外部組織といたしまして弥富市総合戦略推進会議を設けて、戦略の策定、推進から検証を行っていただき、戦略を進めてまいります。この弥富市総合戦略推進会議が、佐藤議員提案の協議会の役割を担っていただけるものと考えております。

委員につきましては15名を考えており、市民、産業界、行政機関、金融機関など、現在、選定中でございます。特に地方版総合戦略の策定に当たっては、地域金融機関の地域の経済・産業についての知見等を積極的に活用することも有効であると考えており、また国からも金融機関との連携について示されているところでございます。

また、この総合戦略の策定に当たりましては、市議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であり、市議会全員協議会へも説明、意見・提言を伺うことといたしております。市議会へは、策定概要が整いました時点で御説明、また中間案、最終案という形で報告を予定させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 続きまして、先ほどの御質問の中にあります弥富市の潜在能力につきまして御答弁申し上げます。

これは長くなりますので、経済的な側面から私の意見として言わせていただきます。

地方創生に取り組むにおきましては、地域おこし、あるいは地域の活性化ということで、非常に大きな財政的な措置が必要になってくるわけでございます。いわゆる財源が必要になるわけでございます。私どもといたしましては、どのような形でこれから税収の確保をしていくかということでございますが、3つほど御答弁申し上げます。

1つは、鉄道広域道路網の充実が私ども弥富市としてはあるわけでございますので、市街化面積の拡大ということを努力していきたいということでございます。先回からお話をさせていただいております車新田地区におきましては、地主の皆様アンケート調査をさせていただきました。いよいよこの来月の下旬から、地元で地主の皆様方と勉強会を開催し、この市街化等における市の考え方を御理解いただけるように努力していきたいと思っております。

もう1つは、私どもは農業振興地域ということでございますが、適正な優良農地の確保はもとより必要であるわけでございますが、農地転用の権限移譲が国から示しをいただいております。4ヘクタール未満におけます農地におきましては、転用権限を市町村に委ねていくということが今言われておるわけでございます。このような法的な整備をしていただかなきゃならないわけでございますが、国からの考え方に基づいて、しっかりとした新たな農地の再利用というか利活用をしていきたいと思っております。

3つ目は、西部臨海工業地帯から及びその背後地からの税収をますます上げていくということでございます。現在、弥富市としては、基幹税である固定資産税、市民の皆様から大変な御努力をいただいておりますが、その全体の固定資産税の3分の1、33%ほどが、今、西部臨海工業地帯、港のほうからお願いをすることができるようになりました。こういった形の中で、さらに税収を伸ばす、あるいは固定資産税をふやすためには、西部臨海工業地帯のさらなる活性化ということに対して努力をしていきたいと思っております。

これが、私どもの弥富市の経済的な側面から見た潜在能力であろうと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） そういうことで、27年度から人口ビジョンの計画を、協議会と申しますか、これからやられるわけでありまして。一番市が協議会をつくるときの問題点、この前も申し上げましたが、充て職が多過ぎる。専門家とか、本当にこういう問題についてよく研究しておられるような人がなかなか選ばれんのだ。市が出したやつに「イエス」、イエスマンが多いの。これが弥富市の協議会の最大の問題点だと私は思っています。ですから、そういうことも含めてしっかりと、今度つくられる場合には議会にも今の委員になられる方の一応協議をしてもらいたい、こういうことをまず要望しておきます。

それから、大体今言われたことは、私が今までに何回も言ってきた市街化区域の問題や鉄道網の問題、あるいは農業地域の転用の問題等、これは何回も私が今までもここで言ってき



たことが、ようやくここで市長が一つの計画の中に入れられたということですから、それはそれとしてよしとしたいと思います。

そこで、私がこれから弥富市が取り組まなきゃならんという問題点を二、三申し上げたいと思います。

その1つは少子化対策。例えば今、結婚適齢期の人口が減っていくということですが、これはいわば少子化対策なんですよ。少子化対策をしっかりとやれば、それが20年、30年になったときには適齢期の人口もふえるということなんです。だから、少子化対策に取り組むことなんです。歴史的に、ことしは戦後70年という歴史を迎えたわけでありますが、日本の国が、この戦後、特に二十数年後、昭和45年ごろからだんだんだんだんと戦争に負けたというような面影がなくなって、そして世界第2位の経済大国と言われるようになったわけです。これは今、戦後70年の総括でNHKスペシャル等でもやりましたからね。一遍そういうのを勉強されると非常にいいと思っております。

特に、この日本が戦後世界第2位の経済大国になったと言われる大きな原因はということかという、昭和20年代に団塊の世代と言われるような人たちがたくさん生まれたということなんです。この人たちがしっかりと社会に出て働けるようになったという、こういう働く人口がふえたということがまず一番大きな原因なんです。だから、このときに、生産性も高まり、給料も上がったわけでありますが、生活も豊かになってきた。このことを当時、人口ボーナスと呼んだこともあるんです。これから人口ボーナスが減っていくと、人口ボーナスではなくて、また別の名前、人口が日本の国を滅ぼしていくような、そういうような名前が出てくるかもしれません。そういうことも一つ考えると、少子化対策には真剣に取り組んでいただくということでもあります。

そのために私は、今、市長も言われたわけですがけれども、子供を産んで育てやすい環境をつくるためには、家族構成、家庭生活の問題点、こういうものにもしっかりと取り組む必要があると。だから、前にも申し上げましたが、3世代家族を奨励すること。そして、そうした3世代家族には何かの特典、例えば固定資産税の一部減免をすとか、それから結婚年齢を定めてお祝い金を出したり、3人以上の子供を奨励し、特別な恩典を定めたり、こういうような減免とか助成とか抜本的な、さすが弥富だなあと言われるようなものを、前から私、何回も言ってきておるんですが、もう一度、一遍検討されることが必要ではないかなあと思います。

それから、次にどういうことかという、弥富に住んで安全なまちであるということを明確に示すことなんです。私は堂々とPRする必要があると思います。私が最近特に感じていることは、東南海沖地震だとか、海拔ゼロメートル以下だとか、液状化地域だとかとあって、何かこの地域は大変危険なまちのよう、危険な地域のよう報道されたり、また過剰な防災

議論が多過ぎるように感じます。防災、防災、確かに防災は重要なんですけれども、余りオーバー過ぎると危険だという意識が強くなるんです。だから、弥富への企業誘致をしたり、弥富に定住しようとされる時に言われることは、弥富は海拔ゼロメートル以下だからなあとか、あるいは津波や洪水、液状化などが心配だからというようなことを言われることもよくあるんです。これは一つ、きちっとせないかん。むしろ私はこう言っておるんです。この弥富あたりは、山間地域の水害被害、昨年あたりはみんなこういうところが多いんです。弥富は伊勢湾台風後、海岸堤防等のかさ上げだとか液状化対策、排水対策等、強靱化対策がしっかりとされておるから安全ですよ。住むなら弥富ですよ。こういうようなことを私は言うことがあるんです。だから、オランダのような安全なまちだということのPRをもっとすることです。これも一つには大事な問題だと思っています。そういうことを総合計画の再検討において、きちっと弥富市に定住するためのメリット・デメリットを明確に示すような、そういうPRをしっかりと私は一遍考えられたらどうだろうかなあと思っております。

そして、万が一に備えての公共施設等の一時避難場所というような活用については、しっかりと安全なところに安全な施設をつくるということです。特に今、市民に対しては、自分の生命、自分の財産は自分自身で守る、この基本をしっかりと持ってもらって、例えば耐震補強をされる、それに対しての助成をすとか、万が一に備えて避難所への避難ルートを周知徹底すとか、そういうようなことをしっかりとPRしていくことが大事ではないかなあと思っております。

それから3点目は、今、市長が言われたことと重複するわけではありますが、地方創生事業の活用です。これは、例えばJRとか名鉄駅周辺の整備事業、あるいはJR白鳥駅設置構想を拠点として白鳥地区の総合開発計画をつくることです。それから、都市計画道路網の整備、国道1号線を中心とした土地の有効活用並びに総合的な土地の有効活用計画をしっかりとつくることなんです。そのためには、今、私が申し上げましたように地方創生協議会、こういうような名前ですが、人口ビジョンだけでなく、そういうまちづくりの協議を専門家を交えてつくるようにしたほうが私はいいんじゃないかなあと思っております。

とにかく、津島市とか愛西市、蟹江町も、今、議会の議論はみんなこのことばかりやっています。公共交通機関を活用した土地の有効活用計画が、どこもかもみんなやっています。例えば永和駅の北のほう、あるいは蟹江駅の北のほうとか、このJRの駅を整備したり、あるいはまた北のほうの開発をするために市街化にすとか、こういうようなことも大いに議論されているんだから、弥富も前から名鉄・JRの北口の問題もありましたが、それとあわせて、私は今後、国道1号線の車新田は当然前から言っておる問題であります。北部地区、特に鯛浦から荷の上・五之三地域、西中地、こういうところにも住宅開発とか、あるいは物流拠点、東名阪のインターがあるんですから、こういう物流拠点としての構想をしっかりと考

えてみること。

それから、今言いましたように、白鳥地区は、ただJR白鳥駅をつくるだけでなく、この地域をどのようにして発展させていくか。又八とか楽平・前ヶ平地域、こういうものを総合的に将来の活用構想をしっかりと立てることだろうと思っております。

それから、市街化調整区域の鍋田地区とか十四山地区、これも私はこの前から言っていますように、富吉駅と結ぶ、一部、市街化区域を設定できるような構想とか、あるいは鍋田地区であれば工業団地が誘致できる、あるいはまた優良企業を誘致する、住宅団地もつくっていく、こういうようなこと。それから、また市街化調整区域内の住宅団地、これは特に弥生学区から白鳥学区に多いわけですが、一部、大藤学区にもありますが、こういうようなところを整備して、市街化区域へ編入していく計画も立てることが必要ではないかなあ、こういうように思っています。

そんなようなことで、いろいろ今申し上げましたが、これらの問題を具体的にひとつ検討して総合計画に上げていこうというような考えがもしあったら、市長からお答えをいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少子化対策についての御答弁を申し上げるわけですが、議員がおっしゃられた3世代家族に対する奨励、あるいは年齢を定めた結婚祝い金の支給、あるいは3人以上の子供さんに奨励金制度というようなことをおっしゃいましたけれども、私はこのことについて否定するものではありません。否定するものではありませんけれども、現在の若い女性、男性をまちに定住化していくということにつきましては、もっと若い人たちは価値観が変わってきているというふうにも思っておるわけですが、いわゆる違う制度を考えていかないと、なかなか定住化はできないだろうと思っております。先ほども言いましたように、20代、30代の若い男女、特に女性の方が適齢期、あるいは結婚する、そういうような形で、結婚、そして妊娠、あるいは出産、そして子育て、あるいは保育所、学校といったような教育、こういった一連の20代、30代に経験させるようなところにおいて、切れ目のない支援をしていかなきゃならない、切れ目のない子育て支援をしていかなきゃならないというのが根本的にないと崩れてしまう、そういうように考えているところでございます。これは、我々市町村だけではなかなかできるものではありません。そういう状況においては、国においてしっかりとした中・長期的なビジョンに基づく、いわゆる少子化対策のビジョンを早急に作成すべきである。

また、子育て支援という状況の中においては、社会保障・税一体改革の中で、国は子育て支援ということも中に入れたわけですが、社会保障の中に。そういう状況の中において、この連続性のある20代、30代の一つの世代ということに対して総合的にバックアップし

ていくのが、今一番重要だろうと思っております。

そういった形の中で、市といたしましては、この人口減少社会において、新たな環境整備も含めまして、さまざまな家族、子供に対してどういう環境が提供できるかということを一生涯懸命考えていきたいと思っておりますのでございます。

また、安全なまちのPRでございますが、議員おっしゃるように、防災・減災という形の中で騒ぎ過ぎることはよくない、これは全く同感でございます。しかし、伊勢湾台風から56年が経過し、東日本大震災から4年数カ月が経過をいたしました。私たちは、この災害から多くのことを教訓として学んだわけでございます。しかし、伊勢湾台風から56年ということになりますと、弥富市の市民の70%以上の方は、伊勢湾台風はもう存じ上げてないというような状況でございます。いま一度、このような形でさまざまな自然災害が内外に起きるわけでございますので、そういった形の中において災害に強いまちづくりはしっかりとやっていく、これは自助・共助・公助の連携ということが必要になってくるわけですが、これがあってからこそ、まちのPRができると思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、地方創生の事業計画の活用計画でございます。これは、先ほど議員がおっしゃいましたように、総合計画で定めております後期基本計画を着実に進めるということと同時に、いわゆる地方創生というのは地域経済の活性化ということに結びついていかなきゃならないと思っておりますので、さまざま今言われました事業につきましても計画的に進めていかなきゃならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、私どもは、市町村というか地方財政という形の中で言わせていただきますと、やはり財源の拡充を国に求めていかなきゃならない。そうでないと地域の活性化ということは、大変厳しいわけでございます。そして、また平成28年度からは、今、私ども市長会としても要望しておるわけでございますけれども、いわゆる地方創生にかかわる新型の交付金の創設をしていただきたいということを強く国に求めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 多少、市長と私と考え方の違いもあるんです。それは申し上げますと、国がやってくれなきゃ、あるいは国がこういう制度をつくらなきゃということなんだけど、国がやらなかったら弥富がやってみて、いいものを国に、こうやってやったらどうだと示すことも必要なんです。

それから、結婚の問題についても、やっぱり親が、きちっと自分の子供たちが適齢期を迎えて結婚するまでは親の責任だというような意識をみんな持たせることですよ。ここらは非常に大事な問題だと私は思っています。そういうことは、今後またほかの場でやりましょう。

それから続いて、私は新庁舎の計画の問題について、これはちょっと最近疑問を抱くようになりましたので、先般、経験豊かな人、特に公務員として、あるいはまた専門家の方、こういうような人たちと議論をし、いろいろな指導を得ました。訴訟事件になっている問題は裁判所でやってもらえばいいわけですがけれども、議会として、こんなこと知らなかったでは済まされん問題もありますので、議会として尋ねられて知らなかったということでは済まされんような問題が最近たくさんあるような気がしましたので、二、三尋ねてまいりたいと思います。

まず、議会だより37号、これは先般、各家庭に配られました。ここの中で、総務委員会での質疑に対する市当局の答弁の内容であります。市街化調整区域における庁舎建設は、都市計画法の改正前は適用除外で許可を要しなかったのが、改正後は許可の制度の対象となった。開発審査会の議を得て開発区域の周辺の市街化を促進するおそれが云々とあって、また合併推進債の期限（平成33年度まで）がなければ可能と考えるが、さまざまな条件をクリアするためにはスケジュール的に無理である。こういうことがここに書いてあるわけです。これを読んだ市民の方の中には、今回、市街化調整区域においても協議の対象になったということをも市が初めて認めなんだなあということなんです。

そこで、合併特例債が15年延長されたんです。ですから、この合併特例債が5年延長されたのは、平成24年の6月20日に成立をしておりますして、6月27日に公布され、7月17日に各市町へ県から来ておるわけですね。こういうふうに来ておるわけです。そうすると、今さらスケジュール的に無理であると。これは、24年にはや来ておるんだから、スケジュール的に無理であったということ、そういう言いわけは私はいかがなものかと思うんです。

まず、スケジュール的に無理であるということは何であるかといったら、25年3月までにきちっと地主さんとの話し合いがついて解決しておれば、これは延びなくてもよかったわけなんです。延びた以上は、一遍再検討する必要があるんじゃないかということなんです。

そこで、今からでも私は、市街化調整区域の検討を含めて、将来のためにどちらがいいのか、またどちらのほうが早く着手できるのか検討すればいいんでないか。時間的に、33年までに完成させる期間的な余裕は十分あると考えられますといって私のところへ言ってこられた市民でもありました。それは、あま市でも現在、市街化調整区域において新庁舎の建設計画を始めているんですから、弥富ができない、あま市ができるということでは私はないと思うんです。

そしてもう1つ、ここで私は考えたいのは、この前、県議会において黒川県議が質問されて、大村知事はこういうような答弁をしておられるんです。旧佐織町の塩田の防災広場、こういうようなものを南部地区にもつくっていくべきだということをおられるんです。そうすると、そういうのとあわせて新庁舎の位置の計画を考えたら、より効果的ではないか

なあということも私考えたので、そういうことも一遍今後の検討課題にされたらどうだろうか。これ1つ。これは今の現状から言うと、ちょっと飛躍しておるかもしれませんが、そういうことを私は感じました。

それから、今の現状の中で問題点を言いますと、例えば市街化調整区域ではできない、こういうように検討委員会に諮られて決めた。議会もそういうように信じたわけであります。しかし、その市街化調整区域ではできない、こういうように結論づけた経過、例えば誰が県と協議してそういうようになったのか、こういうことも市民に一遍きちっと説明をする必要があるんじゃないかなあと思うんです。誰が市街化調整区域ではできないという結論を出したんですか。これは市長だろうと思うけれども、その協議は誰がやってきたのか、ちょっとその点、尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新庁舎建設計画につきまして、さまざまな御質問でございますけれども、今現在、住民監査請求から住民訴訟という形の中で、過去11回にわたりまして口頭弁論が開催されております。今度は12回目が7月20日過ぎに行われるということになっております。私どもといたしましては、市の意見の正当性を御理解いただいて、一日も早く御審判いただきたいと思いますと思っております。

庁舎建設につきまして、調整区域ではできないというような形におきましては、法的にかかわる諸問題でございますので、この問題につきましては副市長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 市街化調整区域での市の庁舎の建設が、法令等の制度上、どのような位置づけになっておるかということについて説明をさせていただきます。

いわゆるまちづくり3法によりまして都市計画法が改正されたわけでありましてけれども、改正前の都市計画法におきましては、市役所の庁舎は開発行為の適用除外となっております。開発許可の必要はありませんでした。平成19年11月30日に都市計画法が施行されまして、同法の第29条で、開発行為をするものは都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますけれども、同29条の第3号、それと都市計画法施行令第21条第26号の二、それから都市計画法施行規則第17条の2第3号によりまして、市役所の用に供する庁舎については適用除外ではなく、開発許可を受けなければならないということになりました。それで、市街化調整区域内における開発行為について許可することができる場合については、都市計画法第34条の第1号から第14号で規定をしておりますけれども、市役所庁舎が開発許可の対象にできるとはなっておりません。

第10号で地区計画について上げておりますけれども、地区計画区域内において、当該区域

内に定められた内容に適合する建築物の建設の用に供する目的で行う開発行為については開発許可の対象になっておりますが、愛知県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインでは、市街化調整区域内に地区計画を定めようとする地区は、大規模集客施設等の立地及び商業系の開発行為を目的とするものではないこととなっております。この大規模集客施設には、市役所の庁舎も含まれております。地区計画には住居系または工業系の2つの土地利用がありますけれども、愛知県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインでは、いずれの地区計画においても、市役所の庁舎を建設することができるとする地区計画は認められておりません。

また、第34条の第14号には、前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認める開発行為と規定しております。

○15番（佐藤 博君） ちょっと副市長、途中だけど。時間がないので、そんな長々言ってもらわんでもいいの。とにかく、どこがどうしていかなんだかということだけ聞かせてください。

○副市長（大木博雄君） 今説明したとおりであります。それにまだ続けております。

それで、第14号に規定しております開発許可基準でありますけれども、愛知県開発審査会基準におきましては第1号から19号まであります。ここの中に市役所についての開発審査会基準はございません。したがって、現在地における市役所庁舎の建設が、第14号に規定されている市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認める開発行為には当たらないということであります。

○議長（佐藤高次君） 佐藤議員、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩に入りたいと思いますけれども、午後の残り時間で質問を再開したいと思います。

じゃあ、佐藤議員の質問につきましては、午後ということをお願いします。

暫時休憩とします。再開は1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） まず議長に要請しますが、時間が惜しいんだ、わしは。だからもつと簡潔に、イエスかノーぐらいで答弁してもらおうようによく答弁者に。

○議長（佐藤高次君） 答弁するほうは簡潔明瞭をお願いします。

佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、大木副市長から、るる法的な説明がありました。そこで、その法に従ってのみ判断をしたのかどうか、県との協議はしたのかしないのか、その点について尋ねます。

○議長（佐藤高次君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私どもは当初、市街化調整区域でできるというふうに思っておりましたので、第1回が22年9月でありますけれども、県との協議もしておりますし、10月にもしております。そういった中で、はっきりと調整区域での建設はだめだということは回答をいただいております。

○議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 県の誰がそういうような回答をしてきたか、交渉した相手はどなただったですか。

○議長（佐藤高次君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 県との協議につきましては数回重ねておりますけれども、県の誰かということにつきましては、この場所で答えるべきものかどうかにつきましては、相手の立場の方の御了解をいただいた上でないといかんだらうということも思っておりますので、その辺のことにつきましては、別途答弁させていただきます。

○議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、市のほうは誰が交渉に動いたか、その点だけ。

○議長（佐藤高次君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私のメモでは、当初については相手方しか書いてございませんが、11月にお邪魔したときは、伊藤総務部長、佐藤総務課長、山守主幹、都市計画課梅田、こういった者でお邪魔をいたしております。

○議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 検討協議会でも、市街化調整区域ではどうだという意見を出ておった。場所を決めるというのは重大な問題なんです。そうすることであるんなら、当然、最終的な判断をするのは市長なり、副市長なり、執行責任のある人が県の幹部、例えば知事なり、副知事なり、あるいは担当の今の部長なり、そういう人と協議するのが妥当であったんではないかなあと私は思います。そういうことがされずに、ただ市街化調整区域ができませんという結論に至ったというのは極めて軽率だと、私はそのように申し上げておきます。

それから、私は先日も、ある県の幹部とも話をしたわけではありますが、こういうように話がありました。県や国の用地担当責任者であるならば、常に相手のある場合、交渉内容を必ずメモ書きにして記録し、そして仮契約は結ばなくても双方がメモの確認をし合っておく、これが重要な問題だということでありました。



例えば県との交渉、あるいは地主との交渉は、きちっとそういうメモとか確認がとれておったかどうか、その点について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 相手の地主さんとの交渉の中では、我々のいろいろお話ししたメモはきちんととっております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） というと、メモがとってあると。それで、それは双方が確認をされておるといことですね。そういうように解釈していいですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 相手方の要求と我々の出す提示については開きがありますので、それぞれ要求された内容とかはメモしておりますけれども、これでいいという確認事項はとっておりません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことが、結局後になってから大きな問題になってきて、せっかく24年の3月に特別委員会をつくったけれども、25年の3月になってから地主との交渉がなかなか困難になったということだと思っております。この点は極めて市当局の怠慢であると私は言わざるを得ないのであります。

時間がないので次へ進みます。

そこで、今回、市は、用地の取得について初めは交換と、Aさんの土地については交換ということでしたけれども、今回、これが買収ということになったということであります。そうすると、交換ではなくなったということになった場合、Aさんの土地を本年なら本年買い上げる。そして、年度をかえてから、同じ金額で今の産業会館の土地を売却することになるわけです。それに格差が余りにも大きいわけなんです。金額がね。ところが、市の土地を売却するときには、そういうような市の公共の土地を売却する場合には、例えば競売にする、これは今まででもみんなやってきておるはずですよ。競売にしなくてもいい場合、これは公共団体に売り渡すとか、あるいはまたもとの地主さんに売却するとき、こういうことはいいわけですが、民間の人に個人に売却するときには競売にするべきではないかと思うんですが、その点の法的根拠について、どういように考えておられるのか尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、競売にする場合ですが、これは不要になった土地を一般的に売却する場合に競売にすべきだと思っております。それで、今回の産業会館の土地を相手方に譲ろうという場合におきましては、地方自治法の237条の規定に基づいて、多少減額譲渡

になりますから、そういった中で行うものでありますので、競売とは違うと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ということになりますと、かなりの金額の差が出てくるわけですが、またここで、そういうような市の財産を処分するということで安く処分したら、これはまた監査請求なり訴訟問題が起こる可能性があると思うが、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤高君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） ですから、条例に基づいては売却というかお渡しができませんので、減額譲渡は。地方自治法237条の規定に基づいて、議会の議決をいただいた上で売却するということになりますので、議会の議決がいただければ売却はできないということになります。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 議会の議決ということですがけれども、議会は交換ということであるならば、これはやむを得ずみんな賛成をせざるを得んと思うんですがけれども、これだけの格差のある金額ということになったら、これは議会も、これに同意したということになると、地方自治法上ということではあっても、住民から不信を買う可能性は大いにあるわけなんです。そういう点についての考え方というのを一遍よく検討されておく必要があるんじゃないかならうかと。また、議会もそういう点について、きちっと私たちは考えて、法は法、住民感情は住民感情、こういうものを踏まえてやらなきゃなりませんので、どういう事態が発生するかわからないということも予測をしておいていただかなきゃいかんでしょうと、私はこういうことを進言しておきます。

それから最後に、石田技術コンサルタンツの出してきた金額については一応、私は前から言っておりますのは、これは交渉をするための一つの参考だというように私は考えてきておりましたけれども、これは適正な価格であるということであったわけです。そうすると、23年度に石田技術コンサルタンツが積算してきたものは5%なんです、消費税が。この前、私が予算のときに尋ねたときには8%で対応ができるということは、この点はどのような見積もり方がしてあるのか、ちょっと尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回の当初予算につきましては、一部、不要になった部分を除外して積算して出しております。それで、実際に買収する場合には、年次補正が当然要りますので、年次補正した中で、再鑑定をした中で買収させていただくということになりますから、現在、当初予算とは若干違って来るだろうと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） とすると、一番初めの25年の6月に出した補正予算の金額と、今回

の27年の当初予算の金額は同額ですね。ただ、4万円は、今の指摘をされて、ナンバープレートを取り外す金額を減らしただけですが、同じ額で出しながら、片方は5%で、片方は8%に対応できるというのは、どのように解釈したらいいか、私ちょっとわからないので、一遍尋ねておきたいと思います。今後の議会での議決の問題にかかわってくることから。これは、議会は当初予算を議決していますけれども、恐らく契約議決が今度生じてきた場合には大変な問題になると思いますので、その点について尋ねておきます。

○議長（佐藤高君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 確かに当初については5%で計上しておりますけれども、27年は8%になっております。そういったことも含めて、最終的にはきちんと再鑑定した中でやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がないので簡潔に言いますが、同じ金額なんですよ。23年に見積もった金額と、それから27年の当初予算も一緒なんですよ。こちらは5%だと、こちらは8%に対応できると、3%の差があるわけなんです。そうすると、この積算金額は概算というように見ていいのかどうかということなんです。しかし、私がそのことを何回か質問してきたけれども、これは適正な金額であると、正しい金額であるということで、執行可能な予算ということで今まで来たですね。そうすると、今の石田技術コンサルタンツが出したのは、適正だったのか、あるいはこれは概算として判断すべきだったのか、その点は明らかにしておくことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 物件移転補償費の算定につきましては、補償調査積算業務に必要な技術者を有する4者の指名競争入札で、石田コンサルが決定して鑑定をしております。そうした中で、補償業務管理資格を有する者が、愛知県公共事業の執行に伴う損失補償基準の関係法令にのっとり調査・積算したものであり、適正なものだと考えておりますけれども、先ほど言いましたように年次補正が当然必要になってまいりますので、今回の当初予算の中から、当然消費税の3%アップ分、あるいは年次補正でのダウンが当然あるかと思いますが、そういった中で買収をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ということなら、27年度には3%の上積みした予算を組むべきでなかったでしょうか。あくまでもこれが正しいということであるならば、これは非常に矛盾を感じることです。時間がなくなったので終わりますけれども、極めてこの庁舎の用地取得については、非常に問題が次から次と出てくるものであるということなんです。そういう中で、いつまでもこだわっておるならば、いつまでもたってもできん可能性はあるんです。だから、私

は言っておるのは、これが適正であるならば、とことんやればいいですけども、おくれたらいかんと。しかも、33年までの合併特例債を使うということであるならば、一遍再検討することが必要ではないかということを私は申し上げていますし、市民の中からそういう指摘もあるということを伝えて、終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に妊娠・出産包括支援事業について質問をいたします。

女性が生き生きと活躍できる社会構築のためには、仕事と家庭の両立支援とともに、女性が持てる力を最大限に発揮できるようにすることが重要です。しかし、妊娠、出産、子育て、介護などにより離職を余儀なくされる女性がいます。働きたい女性が安心して仕事と育児、また介護を両立できるよう、女性がやりがいを持って働き続けられる社会環境を整備する必要があります。女性の活躍を支えるためには、妊娠、出産、子育ての各ステージに応じた継続的な支援が不可欠です。

子ども・子育て支援の新制度の実施とともに、放課後子ども総合プランの推進に加え、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行う母子支援地域拠点の整備、普及が望まれています。妊娠がわかったとき、日本ではまず病院に行きます。その後、母子手帳をもらうために自治体の役所へ、そして母親学級があれば保健所、必要に応じてさまざまな機関に足を運ぶのが普通です。出産後は、今度は小児科や保育園・幼稚園、そして自治体の役所や保健所と、行き先は数カ所に分かれます。もちろん、それぞれの専門家のサービスや支援を受けることは重要ではございますが、例えば子供の持病や家族の事情などによって毎回説明が必要ともなれば、面倒になることもあると思います。

今回、私は、妊娠から子育てまで切れ目なく支援する「ネウボラ」という仕組みを取り入れたフィンランドの支援体制から質問をさせていただきます。

フィンランドでは、どの自治体にもネウボラという子育て支援を行う施設があります。ネウボラとは、フィンランド語で「助言の場」を意味する言葉で、妊娠から出産、そして子供が生まれた後も、基本的には6歳までの間、切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスのことをいいます。

日本では、子育てに対する手厚い支援を行う子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラが、今後、全国各地に整備をされます。15年度には150市町村で、このネウボラがスタートするというところでございます。

また、産前・産後の母子への支援策である妊娠・出産包括支援事業、こちらも4月から本格実施をされています。この支援策に沿って、多くの自治体が新年度からの新事業を開始しています。

例えば東京都中野区でございますが、低額で利用できる宿泊型の産後ケアを行ったり、また私たちが視察で行かせていただきました千葉県浦安市や埼玉県和光市にも、昨年10月から支援体制のもと充実を図っているということでございます。

そして、また近くでは三重県名張市、こちらは今年の夏から、主に高齢者の相談窓口となっていた市内15カ所のまちの保健室の看護師や、また社会福祉士らの子育ての相談にも乗るチャイルドパートナーに任命をし、名張版ネウボラとして利用を促しているなど、各地で自治体独自の工夫を凝らしながらの取り組みが注目されています。

現在、本市においても、妊娠、出産、子育ての段階に応じた支援が行われていますが、さまざまな専門機関が担当しているため、連携上必ずしも行き届いた仕組みではない場合もあると思います。

また、核家族が進む中で、妊娠・出産などの悩みを抱えて孤立を深めてしまいがちな妊産婦も少なくありません。特に産後鬱は重症化しやすく、児童虐待にもつながりやすいと言われています。こうした産後の母親を孤立させないためにも、寄り添う形のきめ細かな支援が重要であると考えます。

そこでお伺いをいたします。このように切れ目のない妊娠から出産、そして産後の支援のために、フィンランドのネウボラから学ぶ我がまちのネウボラの構築への御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、我が市のネウボラの構築への見解はということでございますが、フィンランドの妊娠、出産、子育てまでの支援制度「ネウボラ」は、一人一人を大切にし、血の通った政策を、貧富の差にとらわれず全員に提供するという考えから来ており、我が市も学び、改善するところもたくさんあると思います。

妊娠、出産、育児支援において相談機能が働いているかどうか、切れ目のないきめ細やかな対応というものにつきましては、気軽に話ができる体制が構築できているかといったことが大切なことであるかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、我が市の妊娠期相談体制であったり、また産前・産後のサポート、産後のケアなどについて、我が市はどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 取り組みの御質問でございますが、まず保健センターに妊娠届を提出いただいた妊婦さんやパートナーの方に、保健センターの保健師が中心

になりまして、直接母子手帳を交付しております。このときは妊婦の方と保健師との初対面のときで、困り事等の相談、支援の始まりでございます。若年であったり、鬱病など心の病のある妊婦等ハイリスクの方には、継続的に妊娠中から担当保健師がかかわります。また、必要に応じ、児童課の家庭相談員とともに連携をとりながらかわっております。

出産後の赤ちゃん訪問事業では、市内を地区割りして、全ての出生児に対し保健師が訪問を行っております。この赤ちゃん訪問では、母子の心身の状態や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供を行っております。支援が必要な家庭には、関係機関と連携しながら継続的に支援しております。乳幼児の4カ月、1歳6カ月、3歳の健診、予防接種や離乳食講習会など保健センターに来館した折に母子の健康状態等をお聞きしたり、相談内容によっては助産師や心理士を交えた相談も行っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。

本市も保健師さんを初め、さまざまな分野で献身的に支援、サポートをしていただいていると思いますけれども、これらをワンストップで包括支援するための課題についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ワンストップで支援することが理想ではございます。多種多様な専門知識を備えた人材、専門職をそろえることには限りがございます。しかし、事前に地域担当保健師に電話等で相談内容を伝えていただければ、それに対応できる相談スタッフのいる育児相談、栄養相談、子育て相談、歯科相談、発達・発育・病気等の診察、相談を小児科医が行うすくすくクリニックにつなげていくようにしております。

また、保健師の専門知識の一層の向上や、福祉関係職員等保健師以外の職員に対しても、各種研修の積極的な参加を考えていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、既存のネットワークや施設活用など、拠点の整備についてはどうお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） この点につきましては、今まで同様でありますけど、保健センターが拠点となり、児童相談所、保健所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、保育所、のびのび園、児童課等と連携、ネットワークをつくりながら、支援体制を強化していくことが必要であると思っております。

今後、相談支援の内容も、発達、虐待などといったものに大きく変わっていくことが予想されております。そうした場合の対応として、人的整備、マンパワーとして、保健師、臨床

心理士、看護師等の増員も視野に入れていく必要があると考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。

昔はというか、かつては、お産婆さんがいらっしゃいまして、家まで訪ねてこられまして、妊婦さんに付き添って出産の手助けをしてくれることが多くあったかと思います。また、当時は大家族も多くあったりして、お産婆さんを初め家族や地域社会がお世話をする力も強かったのではないかなと思います。

現在でいう助産師さんですが、全国で約3万5,000人いらっしゃるそうです。その9割以上が病院など医療機関に所属をしていて、家まで訪ねてお世話をしたり相談して下さったりという助産師さんは約2,000人、少子化とはいえ年間約100万人の新生児が誕生することから、とてもこの2,000人の助産師さんでは手が足りない状況だということで報道がなされておりました。

今、核家族が進む中、最近は高齢出産の女性も多く、その場合は当然親御さんの世代も高齢化していて、とても出産の手伝いに来てくれる状況ではないということでございます。里帰り出産ができずに、孤独に耐えながら出産、子育てをする女性も少なくありません。

また、出産後は、体のホルモンのバランスが崩れることもあって精神的に不安定になりがちです。私も子育てをしながら感じたことは、出産のときですけど、私の体験ですけれども、何げない一言が傷ついたりして、反対に今度は温かい言葉が非常に胸にしみたりという、そのまたいらいらが今度は子供に当たってしまって、たたいたりしたこともありました。寝顔を見ながら「ごめんね」と言いながら、そんな子育てをしてきたのをちょっと思い出しまして、精神的に不安定になりがちなのはあるなということを感じます。

産後鬱、児童虐待、ネグレクトなど解消のためにも、妊娠、出産、子育てと切れ目のないサポートを提供するフィンランドのネウボラから学ぶものは大変大きいものと思います。どうか全ての妊婦さんや、その家族をタイムリーに支援していく、そしてそうした場所を提供する、そうしたことを念頭に、弥富版ネウボラの構築を申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございます。子どもの貧困対策についてお尋ねをいたします。

厚生労働省の調査では、2012年の子どもの貧困率は16.3%で、子供の6人に1人が生活困難な環境にあり、全国で貧困の子供は300万人余りとあります。

貧困率というのは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合をいうということで定義されております。ひとり親など大人が1人だけの世帯の貧困率は5割を超えていて、先進国の中で最も高い水準にあると言われております。

親を亡くした子供たちを支援するあしなが育英会が奨学金を受けている高校生にアンケートをしたところ、このような声が寄せられたといいます。「正直、あした食べる御飯に困っている。早く自立できたらいいなあと何度もふさぎこんだ」、あるいは「学校では食わずに我慢している。友達といるとお金がかかるので、いつも1人である」など、貧しさは子供の責任ではないはずなのに、本当に深刻です。

政府は昨年1月、子どもの貧困対策法を成立させ、8月には経済的に厳しい家庭の子供を支援するために必要な施策をまとめた子どもの貧困対策大綱を閣議決定し、貧困の世代間格差を断ち切るという基本方針を掲げ、親世代の学び直しなどを進める方針で、この大綱を受け各都道府県は、貧困対策計画をまとめる努力義務が課せられました。

子どもの貧困を解決するには、税制を初めさまざまな支援策が必要となってきます。このため、福祉や教育、保健など、多くの分野で政策を打ち出すことのできる自治体の役割も大きいものと考えられます。子供たちへの支援は、次の時代を担う大人を育てることでもあり、子供たちが将来に希望を持てるよう手厚い政策を着実に進めて、今、目の前にいる子供たちを救うためには自治体の政策が重要であるかと思えます。

そこでお尋ねをいたします。子ども貧困対策法、子どもの貧困対策大綱など、こうした国の動きについて市長にお聞きしたいと思えます。子どもの貧困対策についての認識をお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

現在の少子化というような状況の中で、恵まれた子供さんたちが多いかなあというふうに思いがちでございますけれども、今、議員のお話を伺っておりますと、300万人の貧困の子がいるということに対して、正直驚くところがあるわけでございます。

先ほどお話がございました2年ほど前の子ども貧困対策法、あるいは子ども貧困対策大綱という形で、この法の目的は、子供の将来が、その生まれ育った環境において左右されることのないように、また貧困状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するために制度化されたと理解しておるところでございます。

現在では、学校、地域の視点から子どもの貧困対策を考えようという形の中でしっかりとやっけていただいている。あるいはまた、「なくそう子どもの貧困」という形のスローガンのもとに、教育関係者、あるいは福祉の関係者、行政の関係者が情報交換会を行っているところでございます。

また、この法ができた背景ということを私たちは少し考えなきゃいけないだろうと思うわけですが、それは1つは生活保護基準の見直しと連動して、いわゆる就学援助が受けられない子供が非常に多くなっているということがあろうかと思っております。生活



保護基準ということが、いろんな扶助費という形の中で見直しをされているわけでありまして。そういった形に連動した形の中で、その中には子供さんもいるということでございます。

また、子どもの貧困を通して、貧困全体に対して取り組む必要があるということも言われておるわけでございます。学校で子供たちが見せる問題行動、あるいはサインの背景から家庭の状況を理解するために、しっかりと教育関係者も現場の中で見出していかなきゃならないと思うわけでございます。

そして、この子ども貧困対策法、あるいは大綱という形の中においては、地方公共団体の役割がしっかりと明記されております。そうした形の中で我々としては、この理念にのっとり、教育の支援、あるいは生活の支援、あるいは就労の支援というようなことまで、国と協力をしながらやっていかなきゃならないだろうと。具体的な施策ということに対して、これを発信していかなきゃならないだろうとっておるところでございます。

いずれにいたしましても、弥富市という形の中で、こういった子どもの貧困に対して、いま一度改めて考えていく時期に来ているということも考えておりますので、また議員各位の御協力もお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長より御答弁いただきました。

貧困には負の連鎖がつきまといます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人しても安定した収入を得られる職にはつげずに、親と同じように貧困にあえぐケースが多いとも言われております。生まれ育った環境で将来が左右される事態はあってはならないことでありまして、しかも不十分な食生活の影響で栄養が偏りがちになり、健康面も心配されます。

そこでお伺いをいたします。ひとり親家庭の親の就業支援など、子どもの貧困とかかわる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて市はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの保護者への支援といたしましては、母子家庭等就業支援センター及びハローワーク津島との連携をとり、親の就職等の支援・助言をしております。

具体的には、親のスキルアップのための就業支援講習会、また面接等に必要な知識・対応などを学ぶための就職活動セミナー出前講座、また仕事を始める前の一歩、自分を知って仕事を探すためのキャリアカウンセラー相談、親の資格取得への生活援助、税金、年金保険料の軽減、所得の制限はございますが、母子・父子家庭等の医療費の公費負担、生活困窮者の母と子に対する母子生活支援施設への入所、別れた親からの養育費について指導・相談、J

Rの事業でございますけれども、通勤定期の運賃割引がございます。

また、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な保育サービス支援といたしまして、本年4月から一時保育事業を始めました。また、平成28年度には、ファミリーサポートセンターを活用した医療機関連携型の病児・病後児預かりを実施する計画でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 今、部長から御答弁いただきましたけれども、保護者への就業支援ということで、さまざまな角度から支援、取り組みをなされているということがわかりましたけれども、どうぞ今後も、所得や資産の格差解消に向けた取り組みというか、保護者としっかりと向き合った支援、取り組みをお願いいたします。

それでは、次に貧困による教育格差をなくす活動について。

例えば東京都足立区では、専門の部屋を設けて、出産前から就労までのライフステージごとにきめ細やかな対策を打ち出す中で、例えば授業内容の理解度が不十分な小学生に個別の学習指導を行う「そだち指導員」を小学校に配置されたり、また区立の中学校には、生活面から生徒を支援し、適切な学習環境の構築を助ける生活指導員を置くなどとしております。

また、京都においても、山科区や伏見区では、地域が寄り添い、大学生がボランティアで子供とマンツーマンで行う学習支援も話題となっております。

そこでお尋ねをいたします。4月からの生活困窮者自立支援制度では、子供の学習支援が自治体の任意事業に組み込まれましたが、本市におかれましては、こうした取り組みについてどのようにお考えになれるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されました。この中で任意事業として、生活困窮家庭の子供への学習指導事業や家計相談支援事業等を行うことができることとなっております。

この学習支援事業につきましては、生活困窮世帯の子供だけではなく、生活保護受給家庭の子供も、この事業の対象となります。生活保護世帯や生活困窮世帯では、子供を塾に通わせる金銭的余裕がないというような状況であることは認識しております。現段階では、必須事業である自立相談支援事業を市社会福祉協議会に委託し、4月から実施しているところでございます。

4月からの相談件数でございますが、10件ございました。その中で学習支援に係る相談は、

特にございませんでした。

また、平成27年3月31日現在、生活保護受給世帯で小・中・高校生のいる世帯は23世帯で37人でございます。このうち、中学3年生は1名で、全日制の公立高校に通っております。

任意事業である学習支援事業につきましては、貧困連鎖の防止に有効な取り組みであると思っておりますので、今後、先進市や県内の他市の状況を見ながら研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長の最初の御答弁にもございましたように、政府の大綱では、子供の将来が生まれ育った環境で左右されることのないように、貧困対策は極めて重要と強調されております。全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す中で、保護者に対する学び直しであったり、ひとり親家族に対する支援であったり、そして子供たちへの教育など、先進地を倣って検討していただけるようでございますけれども、本市における貧困対策の取り組みとして、今後もさらなる推進をしていただくことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

3点目でございます。ミストシャワーの導入についてお尋ねをいたします。

近年、異常に高い気温が続く状況で注意すべきは熱中症です。熱中症は、室温や気温が高い場所に長時間いることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、目まいやけいれん、頭痛、ひいては生命に危険が及ぶことがあります。

風薫る5月と言われる先月でございます。1年を通して大変過ごしやすい季節でもございますが、ことしは既に全国各地において記録的な夏日、また真夏日が続きました。平成25年の9月議会で、私はこの熱中症対策について質問をし、ミストシャワーの導入を要望させていただきました。ミストシャワーは水道水を霧状に噴射し、その気化熱で周辺温度を二、三度下げるものでありまして、体感温度が下がるという効果があります。前回での質問でも申し上げましたが、特に晴天時に地面に近いほど気温が高くなることで、大人が熱いなあと感じているときは、身長の高い幼児は、さらに高温の環境に置かれていることもわかってい

ます。

本市は、そうした熱中症予防策の一つとして、昨年、試験的に弥生小学校と桜小学校にミストシャワーを設置していただきました。

そこでお聞きしたいのですが、この2校におきまして、このミストシャワーの使用結果とその後の状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

またあわせまして、今後、他の小・中学校や公共施設などへの設置予定はございますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） ミストシャワーの導入についてお答えいたします。

平成25年9月議会にて御提案いただきました。市では26年度に、猛暑から児童たちの熱中症を防ぎ、快適な学習環境の維持を目的に、弥生小学校、桜小学校に試験的に導入したところでございます。昇降口に設置し、運動後や第2時限終了後長めの休憩時間など、汗をかいた後に利用しています。身体の体温を下げる効果もあり、先生や児童からも好評を得ているところです。

初期的な熱中症対策としては大いに期待できると思われまますので、27年度においては小学校への設置を進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま課長より御答弁いただきました。

弥生小、そして桜小の先生や児童の皆さんにもミストシャワーは大変好評であるということでございます。そして、ただいまは、27年度は小学校への設置を進めていってくださるということございました。

熱中症は誰にでも発症する危険性がございますので、予防策の一つとして今後もぜひ、小学校だけとは限らずに、他の中学校、また公共施設にも、できるところから設置をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして質問いたします。

私は、弥富市制10周年記念事業について、まず1点目に質問いたします。

平成18年4月1日に弥富町と十四山村が合併し、弥富市が発足してから来年4月には10周年を迎えることになりました。この間、弥富市は、北部地域を中心に名古屋市ベッドタウンとしての住宅街を形成し、また南部地区においては航空宇宙産業を中心とした工業地帯、そして鍋田埠頭、弥富埠頭を中心とした港湾地域として大いなる変貌を遂げました。

まず、質問に入る前に、この10年間の弥富市の変遷について簡単に述べさせていただきます。

まず人口については、平成27年4月1日現在におきまして4万4,469人で、10年前に比べ2,010人増加しております。地区別に見ますと、増加しているのが桜・日の出学区、1,901人増、弥生学区、715人増であり、減少しているのが白鳥学区、107人減、大藤学区、108人減、栄南学区、369人減、十四山地区、33人の減であります。栄南学区の減少が多いのは、名古屋競馬の関係者が住んでいる駒野地区から、名古屋競馬の衰退とともに離職される方が多くなって、転居に起因するものであります。

次に、教育関係におきましては、まず弥富中学校の鎌島地区への移設、日の出小学校の新設がなされ、保育所関連では新弥生保育所、さらには新白鳥保育所の建設事業が行われまし

た。

また、公園事業につきましては、三ツ又池公園の整備が行われ、芝桜公園として弥富市の三花まつりの中心的な役割を果たすようになりました。

南に目を移しますと、港湾事業では平成24年4月に鍋田埠頭第3バースが供用を開始し、コンテナ取扱量も平成25年度には115万TEUとなり、特別とん譲与税も1億4,000万円をいただくようになりました。

住民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税、入湯税といった市税におきましては、平成18年度に約67億円であったものが、平成25年度には約77億円となり、10億円ほど増加しております。

防災面におきましては、内水災害から市民を守るため、新孫宝排水機場、大神場排水機場、鍋田南部排水機場、松名排水機場等が整備され、それらに至る排水路工約41キロメートルが改修されております。

平成25年3月議会におきまして、私がこの10周年記念事業について質問しましたが、このときは、式典、イベントについては行う考えではあるが、具体的に検討の段階には入っておりません。記念事業といたしましては、冠事業のほかシンボル事業として、これからの弥富市のアピールとなるような事業や市民からの事業アイデアをいただき、誰もが10周年を祝えるような参加型事業のようなものと考えていると答弁されています。

また、服部市長も平成19年2月に市長に就任され弥富市政になって以来、ほとんどが服部市政であります。したがって服部市長も、この10年の思いは特別なものがあると思います。

そこでまず、弥富市制10周年記念事業に対する市長の思い、考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

市制10周年ということで、記念事業についてどう考えているかということでございます。

平成18年4月1日に新市が誕生したわけでございます。ことしが10年目という一つの大きな節目に来たわけでございますが、本当に月日のたつのは早いなあということが皆様方も含めての実感ではないかと思っております。

この10年間、新市の一体感という状況の中で、市民・住民の皆様には大変な御努力をいただいたということでございます。そして、それぞれのお立場で私ども行政に対しまして、その発展に対して大きく寄与していただいたことを、この場をかりまして厚く御礼申し上げていきたいと思っております。

10周年ということにつきましては、平成28年度の事業という形の中でやっていくわけでございますけれども、これから先の10年、どうしっかりとしたまちづくりを市民の皆さんと協働の精神でしていくかということに尽きるかなあと思っております。

そうした形の中では、さまざまな市民参加型のイベント、あるいはさまざまな記念事業という形の中でお祝いをさせていただきたいと考えておるところでございます。これは財政的な措置をしていかないと、そのイベント、10周年記念事業もできませんので、具体的には弥富市制10周年記念事業庁内連絡会議を私どもの庁内に設置いたしまして、大木副市長を委員長としてさまざまな事業を考えていきたいと思っておるところでございます。

今、構想として持っているのは、10周年という形の中での記念講演会をしていきたい、そしてまたスポーツ、文化、芸能のイベントを開催していきたい、またNHKさんとのタイアップで共同した番組を構成していきたいとも思っております。

そしてまた、私どもは地場産業として金魚というのがあるわけでございますけれども、奈良郡山、あるいは熊本の長洲町という形の日本の生産地の皆様にも声をかけさせていただきまして、金魚サミットを開催したらどうかなあとも思っておるところでございます。

そしてまた、今、防災・減災を考えていかなきゃならない時期でございますので、国土交通省、愛知県、あるいはさまざまな官庁等との連携の中で、弥富市独自の防災訓練を開催していきたいと思っております。

また、各種団体から、こんなことをやったらどうだということにつきましては、この下期からアイデアをいただきながら、市民参加型のイベント、記念事業にしていければと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、具体的な内容について、提案も交えながら質問させていただきます。

まず事業の実施期間ですが、今、市長から28年度ということでは言われましたので、私は28年4月1日から29年3月31日までの1年間の期間をもってというのが適切だと思いますが、この期間に対してどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

実施期間につきましては、議員からもお話がございましたように、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） この記念事業の趣旨及び目的として、私は本市のよさと魅力を効果的に発信し、市民の皆さんの弥富市への愛着感の高揚を図るとともに、他市からの来場者に対しても、本市への認知度、好感度を高めてもらい定住を推進すること、あるいは交流の地として定着を促進することであると思っております。

また、市民の皆様からの提案や参加等の参画を通して市政への関心を高め、市民との協働

による市政を推進する端緒とすることだと思えます。

そこでまず、この記念事業の全体像としては、まず1つ目が記念式典、2つ目に市民参加事業、3つ目に弥富市のPR事業、以上の3つを柱として私は考えていくべきだと思いますが、市側の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

全体像といたしましては、先ほど議員もおっしゃられたように、記念式典、それから市民参加事業、PR事業を考えております。記念式典につきましては、10月の健康フェスタ、11月の市定例表彰に合わせての開催を考えておりました、市民参加事業などにつきましては、キャッチフレーズやロゴマークの募集、図画、作文による未来の弥富などが考えられますが、現在検討中でございます。

弥富市制10周年PRにつきましては、ホームページにおいての特設サイトなど考えられますが、今後検討してまいりたいと考えております。

また、広報紙によりますPRや既存の事業に冠をつけてPRを行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、3つの柱を申し上げたわけですが、この中で市民参加事業について事業の内容の検討につきましては、私は参加事業を、今、答弁がありましたが、文化・歴史、スポーツ、祭り・イベント、環境・自然、産業といったように分類して、各事業において検討すると。

また、記念キャッチフレーズも今募集ということもありましたが、広告啓発活動として、イベントカレンダーなどをつくって全戸配布とか、そういったことも考えられます。あるいは、これは今答弁がありましたが、冠事業を募集するといったように、たくさんの方があります。

私が今思いついているだけでも、弥富市の例えば縦断駅伝大会、あるいはギネスに挑戦するイベント、あるいは弥富市だけのギネス大会、そういったもの、それから市長から今御答弁がありましたが、私はNHKのど自慢大会とか、あるいは今人気があります出張なんでも鑑定団、こういったものを承知、あるいはきんちゃんのリニューアル、そして海から見た弥富市の見学等いろいろありますから、こういったことは市民を交えた10周年記念事業検討委員会、今、大木副市長を中心に、そういった会をつくる予定という回答がございましたので、私もそのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

それで、一応ここで私が思っておる事業について、二、三事例を挙げながら質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、きんちゃんのリニューアル事業ですね。これは10周年のPR事業として考えておるわけですが、以前私、質問したときには、地域のアイドルユニットAMTを考えておると、つくる直前だったので、今はそちらのほうへ目を向けるので、きんちゃんのリニューアルを考えんというような回答をいただいております。その後、ずっと見ておるんですが、きんちゃんはできて20年ぐらいになると思います。元祖ゆるキャラであります、認知度とか人気度がどうもいまいちとっております。これは、現状のきんちゃんの縫いぐるみが金魚のイメージになってないんじゃないかなあと私は思っております。現代の若者、子供さんたちでも見ますと、アクションを伴ったキャラクター、こういったものに人気がいつているんですね。ですから、若者の感覚に合ったものにしたらどうかなあと思っております。我々中高年の年代には、弥富といえば金魚というイメージがありますが、若い人たちにとっては、どうも弥富イコール金魚には結びついていないのも、こういったところに原因があるのじゃないのかなあと思っております。

そこで、今行われておりますが、これは中日新聞が主催でやっております。JIMOキャラ総選挙、これについてちょっと説明させていただきます。

きょうの中日新聞の中面にも載っておりましたが、これは中日新聞が主催しております、地元PRのために編み出されたいろんなキャラクターを地元キャラクター、つまり「JIMOキャラ」と命名して、地域の魅力を多くの方に知ってもらい、地域の活性化を目指して、JIMOキャラ総選挙が今行われているところであります。5月15日から6月30日までとなっております、1人1日1回ワンクリックの投票ということになっております。現在は東海3県下で51のキャラクターが参加しております、きんちゃんはエントリーナンバー39番でエントリーしております。

6月11日に、その中間結果の発表がありました。1位が知立市の「ちりゅっぴ」、2万362ポイント。それから、常連といたしますか、皆さんよく御存じ、岩倉の「い〜わくん」5位、稲沢市の「いなッピー」10位、こういうことになっております。きんちゃんはいますと28位、真ん中よりちょっと下なんですね。1つ上が、お隣の愛西市の「あいさいさん」27位、それからびっくりするのは25位、弥富より上にお隣の飛島村の「とびしマン」がいるんですね。人口を比較しますと、弥富市の10分の1しか人口がないんです、飛島村。それでも、こういったように弥富市より順位が上に来ているということは、村民へのPRをしつかりしている。それに村民も応えて飛島をPRしようと、そういうあらわれじゃないかなあと私は思っておりますので、市としても、もっとこういったことを市民によくPRして、弥富市を東海地区、あるいは全国に広げてもらいたいなあと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それから2点目、自転車競技大会について少し伺います。



まず、現在、弥富市において、自転車競技に関する大会等、そういったものはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

自転車に関する競技大会の開催についてでございますが、現在では実施をいたしたことはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 実施したことがないということですが、いろいろな面で、今、注目を集めている自転車であります。こういった自転車競技を10周年記念に絡めて、こういった競技を市のほうで考えていただければなあと思います。何も競争するだけが自転車競技じゃありません。いろんなパターン、バリエーションを考えていただいて、自転車競技というものを成り立たせていただきたいなあと思います。富浜ゴルフ場を周回しておりますサイクリングロード、立派なのがありますから、ぜひそういったところも活用して自転車競技を考えていただきたい、こんなふうに思います。

それから、先ほど言いましたがギネスのことですね。弥富市だけのギネス、こういったことも考えられんかなあと。あるいは弥富市は今、南北に長いです。15キロありますので、そういった縦断駅伝、こういったものを企画してはどうかなあと思っております。

こういった今私が言ったようなことは、一般市民の方も、今、私の知っているだけでも地域盛り上げ隊、こういったものを立ち上げて、毎月定例会を開いて、この弥富市を盛り上げようということで活動している組織もありますので、そういった方の御意見を受け入れるホームページ上のコーナーですね。今現在では市への提言メールというコーナーがありまして、さまざまな御意見を市のほうへいただいているわけですが、その中でホームページ上のホーム画面にトピックスコーナーとあって、いろんな紹介があります。そういったところへでも、こういった受け付けますよと、ただいま地域活性化に関する問題を受け付けておりますので、どうぞ提言メールのほうへ投稿してくださいといったようなPRをしていただければと思っております。

それでは、次の質問に入っていきます。

次は、環境・自然のテーマの中で、1つ私提案したいことがありますので申し上げますが、弥富市の第1次総合計画基本構想の中で、合併3年後の平成21年3月に、弥富市の今後10年のまちづくりの指針として、第1次弥富市総合計画「弥富新時代への針路」が策定され、弥富市の将来像として、新たなまちづくりのキーワードとして、調和、安全、交流、協働の4つのキーワードをもとに6つの政策目標を掲げ、みんなでつくるきらめく弥富を目指し進んできました。現在では、平成21年度から25年度までの5年間の前期基本計画を継承し、26

年度から30年度までの5年間の後期基本計画に基づき、「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現を目指し、まちづくりを推進しているところであります。テーマとして調和、政策目標として快適で安全・安心な弥富の第1次弥富市総合計画基本構想に基づき、10周年記念事業として、仮称ですが弥富の郷土の森づくり計画について申し上げます。

前期基本計画終了後に行いました市民の皆様からのアンケート調査の結果、市の各施策の重要度の中において、生活環境分野において、公園、緑地の整備が評価点3.75と重要度が高くなっております。この森づくりの目的ですが、弥富の郷土の森づくりは、市民、企業、行政のパートナーシップによって新たな樹林地をつくり、森づくりによって次世代に残る緑豊かな環境と暮らしの実現を目指すものでありまして、都市化する弥富の環境づくりに寄与するものであります。

現在、市内での緑の拠点としては、南部地区においては弥富野鳥園、富浜緑地、中部地区においては海南こどもの国、十四山三ツ又池公園がありますが、北部地域には拠点がありません。今後、市街化が進んでいる北部地域に緑の拠点として、後期基本計画の中にあります生涯健康のまちづくり構想の中でウォーキングコースの活用が上げられておりますが、歩いて健康の実践の場として、現在は三ツ又池周辺等におけるウォーキングコースの有効活用及び利用促進が取り上げられております。

このように、健康づくりに役立ち、また防災機能もあわせ持つ新たな公園づくりを目指してはどうかと思っておりますがどうか、市側の答弁を求めます。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、弥富市周辺の市街地周辺におきましては、ひので公園や尾張大橋緑地、筏川桜緑地、輪中公園等の緑地のほかは、街区公園や子供の遊び場がほとんどであります。御指摘のような健康づくりと防災機能をあわせ持った緑の拠点となるような公園は今現在ございません。

御提案の森・公園の利用想定形態から、規模は数ヘクタール以上となる地区公園、総合公園をお考えと推測いたしますが、市街地及びその周辺でのこの規模の公園、緑地の確保は非常に難しいと今現在考えております。

市では、三ツ又池公園に隣接する区域で総合運動公園の構想があり、三ツ又池公園のウォーキングコースとあわせて健康づくりに役立つ公園として、また防災にも配慮した施設とする計画を持っているところでございます。

また、市街地周辺の新たなまちづくり検討区域において、事業実施時には、防災、健康づくりに十分配慮した公園を計画していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 弥富には山がありません。緑が少ない土地であります。緑の多いところに行きますと、心が癒やされます。弥富市の北部地域は、今後も住宅がふえていくと思われます。そんな場所には、心が癒やされる森、公園が必要ではないかと思えます。森づくりですから、すぐにできるわけではありませんが、市制10周年を機にプランニングを始めることだと思って御提案させていただきました。

土地は当然市が提供しますが、森づくりに関してはスポンサー企業に参加していただき、植樹に関しては市民が参加する。そして、市民、企業、行政のパートナーシップで森づくりを進め、完成したときには健康の拠点、子供から高齢者までさまざまな世代が集い、生き生きと触れ合える交流の場、そして環境学習の場、防災拠点となる場所として目指すべきものであることを申し上げまして、次の質問に入ります。

2点目の質問ですが、2点目は新庁舎建設に向けての現庁舎の安全確保について、こういうタイトルを書きましたが、要は耐震性のある安全な施設のもとで市役所の業務を一日も早く行うべきではないですかという趣旨の質問であります。

新庁舎の建設に当たりましては、隣地を取得として建設する基本構想により、平成25年6月議会にて物件移転補償費に関する補正予算が計上されました。その物件移転補償費に関して住民監査請求がなされ、その予算に対する差しどめ請求訴訟へと発展し、現在係争中でありまして、新庁舎建設事業は1年半全く進んでいません。当初、平成27年3月には結審されるとの予測がありましたが、結審されませんでした。

そこで、この先いつ結審されるのか全くわからない状況になってきましたので、4月に入りまして、この件につき会派内で協議したわけですが、そのとき、私、清流クラブですが、清流クラブ会派会長の小坂井議員より、新庁舎建設の問題とは切り離し、とにかく一日も早く現在の庁舎で行われている業務を安全な場所へ移すべきではないかとの提案がありまして、協議したところでありまして。私自身も、昨年末に支援者の方から同じ内容のことを指摘されておりました。

とにかく、新庁舎の話が進むにつれ、私も含め、皆さんは庁舎建設のほうばかり目が向いて、一番大事なことである来庁される市民及び、そこで働く職員の安全性が置き去りにされてしまったのではないかと思います。想定される南海トラフ巨大地震が発生しても市役所の業務が安全に遂行されるためには、現庁舎からの移転が必要であります。市民窓口業務が各所に分散され、また市の中心部より離れ、多くの市民の皆様には不便をおかけすることにはなりますが、安全を第一に考えなくてはなりません。現在の庁舎が耐震性に乏しく危険であることは、市、そして議会も十分承知しているわけで、その安全対策をいつまでも講じないものはいかなるものかという結論に達しましたので、この6月議会での一般質問に至ったわけでありまして。

質問に入ります前に、これまでの経緯について簡単に述べたいと思います。

現庁舎は昭和41年に新築、附属施設は昭和52年に新築、そして昭和60年に本庁舎の増築を行いました。平成8年に本庁舎、平成15年には附属施設等に耐震診断を実施し、耐震改修が必要であることが明確になりました。平成21年、弥富市幹部会において、庁舎の耐震改修方法について、建てかえも含めた検討が必要であることが位置づけられ、これに基づき平成22年に各種団体の代表及び市民からの公募により、弥富市庁舎改築等検討委員会が設置され、さまざまな検討が行われた中で、新庁舎の建設場所については、現庁舎の隣地を取得して建設することが決定されました。

これに基づき、平成24年3月に弥富市新庁舎建設基本構想が示され、議会においても庁舎改築等特別委員会が設置され、新庁舎建設に向けてスタートしました。平成24年11月には、弥富市庁舎建設基本設計案が示され、パブリックコメントを実施し、17名の市民の方から44項目にわたり御意見をいただいたところであります。

その後、6月議会において、新庁舎は隣地を取得して建設するために、その物件移転補償費の補正予算が計上されました。しかし、残念なことに、この物件移転補償費に対して住民監査請求がなされ、さらにはその予算に対する支出の差しどめ請求訴訟が名古屋地方裁判所に提起され、現在まで1年半以上、事業が停滞しているところであります。これがこれまでの経緯であります。

現庁舎では安全性が担保されないとして、平成25年9月議会におきましても横井議員から、職員、そして来庁される市民の方の安全性に関する趣旨の質問が行われております。我々清流クラブでも、一向に進まない庁舎建設に向け、ただ手をこまねいて何もせず、時間だけが過ぎていく現状でいいのか。いろいろ議論した結果、新庁舎建設問題とは切り離して考え、本庁へ来庁される市民、そしてそこで働く職員の皆様の安全性を第一に考え、市民の皆様には不便をおかけすることになりますが、耐震性のある施設を仮庁舎として機能するよう、一日も早く移転準備を整えるべきではないかとの結論に達しました。

弥富市民にとって一番大事なものは何か。この考え方の違いが新庁舎問題の原点ではないのかと思います。我々議員も誰一人として新庁舎の建設に反対しているわけではありません。ただ、目的地にたどり着く方法論で違いが出ているわけでありです。先ほど佐藤博議員から庁舎建築に関するさまざまな問題点が指摘されました。御指摘はしっかりと聞きしておりますが、この件につきましては、議員一人一人が新庁舎建築の意義、目的をしっかりと考え、責任を持って議会において議決してきたところであります。しかしながら、残念なことにただいま係争中となっており、事業がストップしている状態が続いております。

私は最近になって、我々は何か大事なものを忘れてしまったのではないかと感じておりましたところ、6月議会において、議案第36号に一般会計補正予算が計上され、その中に仮庁

舎改築準備に向けての予算として180万円が計上されました。私は、市側も一番大事なものを忘れていなかったんだなあと思い一安心したところであります。概要説明は受けておりますが、その中身、詳細について質問いたしますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、6月議会に仮庁舎改築準備に向けての補正予算を計上されたわけですが、その理由からお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、いろいろと今までも計画を皆様方と慎重審議をしてきたところでございますが、その建設事業につきましては、本来ならば平成26年度に実施設計をし、27年度にも工事を発注し、仮移転という形の中でのスケジュールを組んでおりましたけれども、先ほど御説明があったように、訴訟問題に発展をし、その予算の差しどめ請求という形で係争中でございます。

そういった形の中で、裁判は裁判としてこれからも続いていくわけでございますが、議員の今の御質問の中にもお話がありましたように、市民の安心・安全、そしてまた私ども職員の安全ということに対してもしっかりと担保していかなきゃならないと思っておるところでございます。議員も御承知のごとく、現在の庁舎の耐震診断の結果ということにつきましては、大変厳しい数値、I s 値0.3という形でございます。これは、防災拠点を機能として庁舎というのはあるわけでございますので、0.9以上のI s 値がなければならないということにもなっております。そうした形の中で、さまざまな自然災害、とりわけ地震ということに対しては大変心配をしておるわけでございます。東日本大震災というような状況になった場合には、震度6とか震度7弱というようなことも予測されますので、これにつきましては早急に安全を考えるべきだという形の中で思っておるところでございます。

そうした形の中で、本来ならば新庁舎の工事の発注のスケジュールを考慮して仮移転を考えておるところでございますが、先ほども言いましたように、この6月の補正で設計委託料をお願いいたしました。これは、十四山支所と図書館棟に仮庁舎を持っていきたいという形で設計委託料をお願いしたわけでございます。そして、9月の定例議会におきましては、工事費の補正予算をお願いする予定でございます。今、その積算をこれからしていきたいと思っております。そして、具体的な工事を進めていきながら、来年の5月、ゴールデンウィークの後に、仮庁舎を十四山支所と図書館棟に移していきたいと考えておるところでございます。

市民の皆様方には大変御不便をおかけするわけでございますが、今後、十分説明をさせていただき混乱のないようにしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくをお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市民、そして職員の安全を考え、速やかにこういった予算を計上したということで、私も賛成でございます。

それでは細部について質問いたします。

総務部、開発部、民生部がこの庁舎にあるわけですが、この仮庁舎への配分というんですか、どの部はどこへ行くというふうな予定ですね、配置について説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御答弁を申し上げます。

課の配置についてでございますが、現在の計画は、図書館棟へは市民の皆様の利用度が高い、環境課は十四山支所を予定しておりますが、民生部、税務課、収納課、会計課を配置し、十四山支所へは、開発部、環境課、学校教育課、秘書企画課、総務課、危機管理課、財政課、議会事務局、監査委員事務局を配置する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の配置をお聞きしますと、日ごろ1階といいますか、住民の方が、お年寄りの方が一番利用される課につきましては図書館棟ということで、大して距離的には御迷惑はかけないというような配置になっていると思いますが、十四山のほうへ行く課もございまして、そういった十四山支所へ行かれる方の交通のアクセス、足のほうはどういったことを考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 十四山支所へのアクセスにつきましてお答えを申し上げます。

市民の皆様の利用頻度が高い民生部を、先ほども申しましたが図書館棟に配置することから、シャトルバスの運行及びきんちゃんバスの運行の見直しなどは現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今のところは考えてないということですが、現状でそのようになった時点では、そのような対応をとっていきべきだと思いますのでお願いいたします。

そして、今、市長からもお話の中にございましたが、一番の問題は市民の皆様への周知であります。市役所へ行きました。あれっ、私の必要な課がどこへ行っちゃったかわからないと、こんなようなことではだめでありますので、事前の周知徹底をしっかりとお願いしたいと思います。

そして、移設には時間がかかりますので、移設の時期、先ほど市長からも御答弁がござい

ましたが、そういった長期間のところで行われるということで、ゴールデンウィーク明けに行われるということですが、市役所業務にとにかく支障を来さないようなことでお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけど、移設後の現庁舎の処置ですね。ここから皆さん、みんなの施設が、中がなくなります。その後のこの庁舎というのは、どのように考えてみえますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 仮移転後の現庁舎の処分につきましては、現状のままといたしまして、新庁舎建設工事において解体する考えでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 新庁舎建設後の解体ということでございますが、どうせ新庁舎はつくらなければなりませんので、どこでつくるか、それは別問題として、この庁舎は壊すということになります。そうすれば、今、海南病院の駐車場の問題もいろいろあるわけです。そういったことも勘案しますと、壊しちゃって更地にして、駐車場にして、海南病院の駐車場の補填というんですか、そういったことにしてもいいかなあと私は思っておりますので、述べておきます。

東日本大震災から4年が経過しましたが、いまだその余震と見られる地震が終息しません。また、全国各地において火山活動が活発になってきている昨今、南海トラフ巨大地震を想定し、弥富市民の生命・財産を守る防災・減災の司令塔であります新庁舎の建設は喫緊の課題であります。我々議員も新庁舎の建設を誰一人として反対するものではなく、全員が早期建設を望んでいるわけであります。そのため議会も、一日も早い建設に向けて、諸問題を一つ一つ手順を踏み、議員間で議論し、議決して進めてきました。膠着している現状から、建設場所についても再検討してはどうかという話も出ておりますが、この点につきましても、今まで順次手順を踏み議論し、現在地での建設を決定したわけであり、今さら時計の針を戻すようなことになれば、本市における防災・減災の対応が後手に回るばかりであり、私としては時計の針を戻すべきではないと考えます。

先日も鍋田自治会で防災訓練が行われ、私も参加いたしました。鍋田干拓地区では伊勢湾台風の時、弥富市内で亡くなられた方の約3分の1に当たります133名のとうい命が失われております。弥富市内において海に一番近いところに位置しておりまして、水からの恐怖が一番持っている地域だと思います。そのため、以前から自主的に毎年いろいろな避難訓練を行っております。日常会話の中でも、津波・高潮からの避難所を地区内に早く建設してほしいと、そういうお話をよくされておりますし、発災後の避難所、そして水、食料の確保について大変不安がって見えました。

このような訓練場所での皆さんからの切なる要望を耳にしますと、皆さんの不安をなくす

ためにも、一日も早く防災・減災の司令塔である新庁舎の建設を進めなければならないと思いました。

ただ、建設に当たっては、新庁舎の規模につきましては建設コスト等を考慮し、また将来世代への負担も考え、身の丈に合った適正な庁舎建設ができるよう、今後大いに議論することが大事であることを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員から配付資料の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願ひします。

次に三宮十五郎議員、お願ひします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

私は、通告に基づきまして、まず最初に介護給付の切り下げから市民を守ることについて、市長及び担当部課長にお尋ねいたします。

まず最初に、国は今回の介護報酬の切り下げで利用者負担が軽減されるというふうに説明してまいりましたが、実際に私どもがこの間、多くの人たちからお聞きした内容は、利用者の方も、事業者の方も、早くから3K職場と言われておりました介護労働者の皆さんも、大変苦しめられている実情が浮き彫りになっております。

まず、この4月からの介護報酬の切り下げは、一番大きかったのは、要支援1・2の皆さんのデイサービスの利用に対する給付が20%切り下げられました。また、既に3分の1が赤字になっていると言われております特別養護老人ホームが6%、グループホームなども大幅に切り下げが行われております。

そうした中で、市内でもデイサービスの切り下げに対応して、食事代だとか、アメニティー料金だとか、生活用品代金などの名目で、報酬が切り下げられた皆さんに対して利用料の上乗せが行われている例が少なくないことが報告されております。県下では、特別養護老人ホームで人手不足が解消できず、本来、9時前には退勤するはずの夜勤明けの方でも12時までの勤務がされたり、介護労働者がなかなか補充できないことから、事務職員が食事介護を行っているところも少なくないということが報告されております。

グループホームでは、全国展開をしております大手の事業者の中に、事業継続が困難になるとの利用で、減額分1カ月1万4,400円を管理費として利用者負担とするとの通知が出さ



れているところも報告されております。

こうした中で、弥富市の利用者の皆さん、事業者の皆さん、また介護の現場で働いている皆さんが大変苦勞されている実情について、4月からの切り下げでございますので、もう既に2カ月半が経過しておりますが、この現状について市はどのように把握しておられるか、御報告いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まず、前段で少し弥富市の現状につきましてお話をさせていただきたいわけでございますけれども、今、超高齢化社会に対して、日本では医療・介護といった社会保障の問題が大変厳しい状態にあることは議員も御承知のとおりでございます。国の制度全体の新しい改革というようなことについても、真剣に考えていただきたいと思ひているわけでございます。

先ほど、そういった形の中で介護報酬が引き下げられたということで、平均では2.2%ぐらいでございますけれども、特別養護老人ホーム、あるいはグループホーム等においては6%から8%というような状況でございます。そういったような状況の中においては、その金額が約1,500万円ぐらいの1事業所の介護報酬の切り下げだろうと言われておるわけでございます。事業所にとっても、大変厳しい状況があるわけでございます。

そうした形の中において、一方では介護の認定を受ける人が年々多くなってきているわけでございます。私どものまちにおきましては、要支援1・2、そして要介護1から5の段階におきまして、ことし、第6期の介護事業計画を定めたところでございますが、平成27年の予測といたしましては1,730人、そして平成28年が1,830人、そして平成29年が2,000人という形の中で、こちらのほうも8%ぐらいの増加を予測しておるわけでございます。そのうち65歳以上の第1号被保険者の構成が97%でございます。65歳以上の人たちの約15%が介護認定を受けるというような状況で、市としても大変厳しくなっておるわけでございます。

当然、その保険給付額があるわけでございますけれども、27年度は22億の予定をしております。そして、28年度は23億8,000万円、そして29年度は25億8,000万円という形の中で、これも8%の伸びを予測しているわけでございます。

そして、市の財政負担が、御承知のように公費12.5%ということで、市としては給付額の負担をしていかなきゃならないということでございます。その額は、平成27年度が2億7,500万、そして28年度、来年度が2億9,800万、そして平成29年度が3億2,200万という形の中で、保険給付額の市の負担分でございます。そうした形の中で、大変厳しい現状が市町村にあるということも御理解いただきたいと思っておるところでございます。

そういうような状況の中で、この介護報酬のそれぞれの切り下げが大きく影響してくるということでございますけれども、今、私どもの弥富市内にある輪中の郷、あるいは長寿の里

という形の中で、介護報酬以降、職員の給与等につきましてはどうなっていますかと、処遇改善はされてきていますかというお尋ねをさせていただきました。これは、そういうような形で4月から計画が入っておるわけでございますけれども、処遇改善につきましては、事業計画書を県のほうに提出し、それから一定国から交付金がおりてくるというような仕組みになっているということで、まだ2カ月ちょっとしかたっていないので、具体的な職員に対する給与加算というのはされていないというような状況だそうでございます。こういうような状況があっても、介護を受ける方において介護サービスが低下にならないように、各事業所をお願いをしたところでございます。そういうような状況の中で、極めて厳しい状況が今現状としてはあるということでございます。

そして、また介護職員の場合でございますけれども、この介護職員の皆様方においても、よく一般質問を受けるわけでございますけれども、理想と現実が大変厳しいという形のもので、採用される率も高いわけでございますけれども、離職の率も非常に高いというのが現実でございます。理想的には自分のやりたい仕事、あるいは職種であると思ってみえる、あるいは自分の能力が活かしていけるんだという形で就職されるわけでございますけれども、一方、現実的には、その職場に入りますと、職場の人間関係に悩まれるとか、あるいは収入が少ないという形の中で不満に思われるという形の中で、大変離職率も高いわけでございます。給与加算というようなことを中心に、こういった介護に携わる人たちの処遇改善ということが一日も早く望まれるところであろうと思っております。

いずれにいたしましても、介護報酬の減額というのが、利用者、あるいは事業所、そして介護職員という形の中で、それぞれが負担増にならないように、市としてもしっかりとお願いをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

一方では、先ほども言いましたように、医療・介護というところにつきましては大変厳しい環境になってきている。特に医療のほうにおきましても、国民健康保険の一部改正というような状況の中で、従来から市町村単位で運営しておりました国保につきましても、いよいよ平成30年から都道府県単位に移行していくという形の中で、今、その準備が進められておるわけでございます。こういうような状況の中において、我々としても介護のあり方ということにつきまして抜本的に、社会保障・税一体改革の中においても考え直していかないと、新しい改革案を出していかないと、これはもう市町村も大変だということがはっきりしているわけでございます。

そうした形の中で、被保険者である40歳以上の方の御負担も大きくなるわけでございますが、国の責任ということに対して強く要望をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 市長も大変な状態だという認識をしているというお話でしたが、実際に、特に輪中の郷なんかは、もともと旧弥富町時代に住民に呼びかけて出資をしていただいて、それを元手にして事業所が開設された。そして、その当時の借入金については、利息も含めて全額弥富町、そして弥富市が引き継いで償還をしたという経緯もありまして、当初は非常に恵まれた環境でありまして、花見の時期には職員の皆さんが入居者を車椅子に乗せて花見に連れ出したり、近くの喫茶店に連れていくというようなことができましたが、その後のさまざまな介護報酬の切り下げや制度の切り下げの中で、今では全くそんなことは夢のまた夢、系統的に続けているのは市長が出席される夏祭りだけという状態になっておりまして、本当に中の人たちから笑い声がなくなって、笑顔がなくなっていくというようなことが心配をされております。いろんな市の、あるいは市の周りで介護にかかわっている皆さんにお聞きしましても、当時の状態に比べると、働く人たちも、入居者も、事業所も大変な状態になっていて、何としても市や皆さんの御尽力をいただいて、こういう状態を改善するための力を尽くしてほしいという声がいろんな人から聞かれます。

特に、それでも、私も何人かの働いている人や事業所にかかわっている方からお話を聞いたんですが、まだこういうところに来られる人は幸せだと。はっきり言って、費用の負担ができないとか、家族内のいろんな事情で、なかなかそういう公的な介護支援、サービスを受けられない人が少なくない。中には、ある事業所では、3カ月一度も風呂に入ったことのない人を引き受けたことがあるが、体を洗うシャボンの泡が全然立たないというような状態で大変苦勞しながら、しかしそうやって来ていただいた人を温かく迎えたいということで私たちは一生懸命働いてきましたとか、そんな話もされておまして、実際に現場に携わっている人たちが苦勞されていること。

同時に、今、市長もおっしゃられましたが、介護現場で人間関係がぎくしゃくしたり、あるいは利用者に対して、決して好ましいことでない対応がされることもしばしばで、そういう状態に耐えられなくなって退職していくと。結局、必要な人手がきちんと補充されない。あるいは、大変きつい労働の割には報酬が少ない。こういうことの中で、働いている人が安心して働けるという土台がなければ、当然大変な仕事ですから、利用者に対して余裕を持って接することができない。だから、今、申し上げましたような人員配置の状態が深刻な事態になっているということを御理解いただいて、一日も早くこの打開のために力を尽くしていただきたいということを求めて、次の質問に入っていきます。

この間、特に要支援1・2が、場合によって要介護1・2まで含めて市町村事業に移していくという国の方向もありまして、こういう事態の中でも弥富の介護は後退させないということ述べられ、それに対して受け入れていく計画も、それなりの検討がされておりまして、必要な人には専門的な介護も受けられるような対応をしていくという方向での計画や検討が

進められていると聞いておりますが、具体的な対策や対応は、いつ公表され実施に移されるのか。また、全体的な方向性について今どのようにお考えになっているか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の介護保険制度の改正におきまして、要支援1・2の方が利用されている訪問介護サービス、あるいは通所介護サービスということが、保険給付から市町村が実施するという形での介護予防、あるいは日常生活支援総合事業に移行することになりました。この総合事業につきましては、平成29年4月までに、しっかりとその事業計画を立てよという形のものがあるわけがございます。29年4月までの猶予期間があるわけですが、市としましては平成28年度、来年度から実施できるように、今、この総合事業の中身につきまして準備を進めておるところでございます。この事業内容につきましては、平成27年度年内には皆様方にお示しをすることができるのではないかといい形で、今、準備を進めさせていただいております。

そういうような状態の中において、基本は専門的なサービスを引き続き事業者から受けていただくということにつきましては、従来どおりやっていかなきゃいかんだろうと思っております。そういった形の中で、要支援者に対してはしっかりと介護サービスということを引き続き実施していきたいと思っております。

また、その他生活支援サービスにおきましても、日常生活の負担の軽減からさまざまな制度を継続していきたいと思っております。例えば給食サービスであるとか、あるいは寝具乾燥消毒サービスであるとか、緊急通報システム、あるいはタクシー料金の助成といったようなものにつきましても日常生活の負担の軽減という形の中で制度として継続し、また予算措置をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 27年の確定申告ですね、ことしの春の確定申告から、従来の弥富の介護を受けている人たちに対して、障害者控除や特別障害者控除を受けることのできる条件がありますというような案内を出して、そして申請に応じて認定書を発行するという以前のやり方から、私どもも自治体キャラバンの人たちと一緒に市に要望をしてまいりましたが、そういう面倒な手続を省いて、今、弥富市がやっております介護認定者の皆さんで、特別障害者（1・2級）の重度の障害者手帳を持っている人は必要ないわけですから、そうでない人たちに対して市の基準で認定をして交付するというほうがよりベターだし、職員の皆さんの手間も省ける。皆さんが、必要な人が漏れなく認定書がもらえるというふうに改めてほしいということを要望しておりましたが、26年度からそれが実施をされまして、ことしの3月の確定申告に対して、弥富市が従来の特別障害者（1・2級）の手帳を持っているとか、あ

るいは住居地の特例で、実際にはここに入っている人も弥富市の住民でない人たちを除いた人たちに発給したのは、今回から要支援の人を、今まで対象にしてなかったのを対象にしたことと、あわせまして、従来は通知を出して申請が来たものに対して基本的に出して500弱であったものが、今回は900人に認定書が送付されたと。そして、その内訳は、特別障害者（1・2級）の手帳をもってない人に対して、268名の特別障がい者に相当するという認定書が発付され、632人には普通障がいの手帳が発給されたというふうになっております。

ここで、今、配付をしていただきました資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

4枚ですね、A4でとじたものを皆様のお手元にお配りしていると思いますが、これは実は全国生活と健康を守る連合会が、所得の低い人たちの国のいろいろな制度、年金だとか、介護保険だとか、障がい者施策だとか、さまざまな社会保障制度を実際に、非常に複雑になっておりますので、よく理解をして、運動に、そういう改善のために利用できるようにということで、大体1年置きぐらいに、この「暮らしに役立つ制度のあらまし」という本を発行しております。秋田県なんかは、これの中で出された問題を参考にしながら、県下の社会保障制度の改善にも活用しているという大変権威のある、市民の側、国民の側に立った解説書ですが、これの一部をコピーしたものでございます。

そこで、今申し上げましたように、弥富市も介護認定をされた人については、基本的に障がい者というふうに税金のほうでは認めて対応していただくようになったわけですが、今配付しました資料の1ページの左側の一番頭のところに、この法律は2012年の6月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略して総合支援法とっておりますが、ここで成立をして、3年間にわたってそこで決めた内容で障がい者施策を進めていくと。そして、さらにまだ不十分なところについては、3年後に検討を先送りしていると言っておりますが、1ページめくっていただきまして、左側に地域支援生活事業の内容ということで、市町村地域生活支援事業で必須事業に10個の事業が定められております。

9番目に移動支援事業というのがございまして、ここは1つは個別支援、マンツーマンで行う支援、2つ目はグループ支援、複数の障がい者の同時支援や同一目的地・同一イベントなどへの複数同時参加の支援、3つ目が車両移送型、福祉バスなどの巡回による送迎や、公共施設、駅などへの経路を決めて運行、各行事への随時運行などの支援とありまして、これは市町村の障がい者等の、障がい者に固定してないんですが、要するに移動ができない人たちに対して市町村が実施する必須事業として定められているということが、この解説書の中に載っております。

そこで、今、市長も、今までやってきた事業を今後続けていく、これは一般会計を続けていくということだと思っておりますが、こういう立場でしっかりと、現実に介護を負っている人たちがどういう状態かということは、一番最後をちょっと見ていただきたいと思います。

左側に要支援状態と要介護状態のランクという、要支援から要介護5までの7ランクの一覧表があります。一番軽いと言われております要支援につきましては、生活機能の一部がやや低下しており、介護予防サービスを利用することにより改善が見込まれる。これは要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態ということで、こういうことを基準にしまして、訪問看護だとか、それからデイサービス、こうした支援が一定の条件を決めてやられているわけではありますが、要支援1、要支援2は、非常に今まで軽いというようなことを言って、今回、20%切り下げたんですが、この要支援1というのは、実際にはこういう言い方ですが、じゃあ現実の判定はどういうことがされているかということで、実際に判定にもかかわっている方からお話を聞きますと、家庭内で壁伝えだったり手すりをつけて、それを使ってトイレまで行って後始末ぐらい自分でできる。誰かに調理をしてもらった料理を自分で食べることができる。そして、これができて、介護認定のための調査員が訪問してきたときに、玄関まで見送りに出られるなら、その人は自立だと。これが要支援1と自立を決める境だと言うんですよね。ひとり暮らしのお年寄りの方なんかは、特に高齢の方は、せっかく来ていただいたからということで、本当にはうような形で玄関まで見送りをすると、もう自立だという判定の報告がされると。そんなことしなくてもいいんだけど、やっぱりそういうことをしてしまうということを、判定にかかわった人自身がそう言っているような状態なんですよ。買い物にも行けない、自分で調理することもできない人を自立で介護の必要ないというのが、今の要支援1の基準なんです。

これを考えたら、身体障害者手帳の判断が、例えば手の場合ですと、4本の指が事実上使用できない、あるいはなくなった、この状態で身体障がい3級で医療費無料になったり、あるいはタクシーのチケットも48枚出るわけです。ところが、相当多数の人が重度障がいに相当しておるとか、それから今言ったように要支援1でもはるかに重い状態、他人の介護がなければ生活できないというような状態が要支援1ですよ。

これを弥富市の場合は、タクシーチケットは、身体障がいの3級以上に相当する人は年間48枚。そして、こちらの高齢者タクシーですね、介護認定されている人については24枚で、24枚ということは、往復使えば1カ月に1回しか使えないんですね。これは改善する必要があるということを私これまでも繰り返し申し上げてきたんですが、いやいやそんなに使われてない。使われてないというよりも、なかなかその状態では使えないし、最近改善をされたんですが、ちょっと以前までは通院に限るといって、それも規制がついていたでしょう。だから、実際の状態で、さっき言いましたこの法律の趣旨ですね。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、総合支援法という考え方の立場に立てば、私はそういう人たちがきちんと、むしろ今の3級よりも重いような状態の人たちが救済されないというのは、制度が違ふと言われるんですが、行政の立場からいうと、これは同じようにする。

しかし、同じようにしたって、それで事が解決するわけじゃないんですよ。例えば十四山の東部地域だとか、鍋田のほうの人たちについていうと、そのタクシー券を仮に2枚使ったって、実際に2倍、3倍、あるいは場合によっては4倍、5倍の負担がなければ病院にも来られない。したがって、この先、読み上げました必須事業の中で言われていることは、マンツーマンの支援も当然必要と。要するに、医者に行けたり、それから買い物ができたり、こういうことができなければ生きていけないわけですから、そういう支援をすることが身体障がい者の皆さんや、それからこういう介護を受けている人たちが、生きていく上で欠かせない必須条件だということで制度そのものがつくられているんですが、残念ながらそうした議論が十分されずに、あるいはそういう理解が、十分内容が一致しない状態のままで進んできたんです。

介護保険制度なんかというような格好で、こんなに大がかりな判定の仕組みができて、そこで判定されて、しかも実際に身体障がいの3級の人よりはるかに重い介護の状況が存在しておるといような人たちに対しては、本来は国や県の制度として、そういう支援を行っていくというふうにするのが一番ベターなんです。愛知県の場合は、3級以上の身体障がい者の皆様についていうと、これはそっちのほうで障がい者並みの支援は、医療費の無料も受けられると。

ただ現実には、今のこの状態でいいますと、この前も福祉課でお尋ねしたんですが、例えばこれほど大きい社会問題になっている認知症なんかがあって、認知症で介護を受けている、しかもかなり重い人たちが結構おりますよね。ところが、精神障害者福祉手帳を持っている人は、65歳以上の人で1万五、六百人おる中で、わずか50人だというね。ほとんど昔からの精神病や、そういうもので入院しておったり、そういう人たちが持つておるだけ、今、介護認定を受けて、重度の人で、しかもそれが認知症が主な原因だという人も、ほとんどその手帳を持っていない。

じゃあ、この手帳は弥富ではどういう人が発給できるかとお尋ねしたら、海南病院の精神科と高齢科、それからもう1つは、診療所の皆さんでいうと、笹医院と十四山のすずきこどもクリニックですか、ここの4つだけだということですよ。とてもそうすると、そういう判定をしてもらうということだって物理的に不可能でありますので、私は医療だとか、それからタクシーチケットだとか、こういうものについては少なくとも一日も早く、この3級以上の身体障がい者に行われているサービスを、先に弥富市は精神障がいの2級以上の手帳を持っている人には医療費無料制度を提供していただいて、65歳以上の方は50人しか持っていない、私もそのうちの何人かにお目にかかりましたが、歯医者に行くことができ、こんなうれしいことはないといって喜んでいただいています。今、こんな介護を受けている人たちが、身障の3級よりもはるかに重い状態で他人に頼らなければ生活できないような状態にな

っていることを考えたら、できたらみなし制度にして、弥富でも可能な限り早く実施に踏み切っていただくとか。

さらに、身体障害者手帳が取れる人たちは、取れば県の制度に移行していくわけですから、だから一日も早くそういうものにしていくということを含めて御検討いただくとか、それからタクシーチケットの今の24枚だったり48枚で、とても対応できない人たちが現実において、しかもそういうことへの支援が市町村の必須事業だということを法律で定められているという状況を考えましたら、一度このこと自身、皆さん自身もしっかり検討していただいて、弥富市としてどうすべきかということになるべく早期に御判断いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども言いましたように、さまざまな生活支援サービスということにつきましても、従来やってきたことについては踏襲していきたいとか継続していきたいと思っておるわけでございますけれども、タクシーチケットの場合、今、議員も御理解をいただいているように、私たちが発行すべきタクシーチケットの2分の1しか利用されていないというこの実態を我々は担当からも聞いているんですけど、もう一度、どうしてなんだという形のものについて、せっかく我々は一つの生活支援という形の中で御利用いただきたいわけでございますけれども、それを利用されてないということは、何らかのところで我々の制度そのものについても落ち度があるかもしれません。

そうした形の中で、よく検討を加えて、こういった助成制度を実のあるものにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひ、今の身障の3級の人に比べるとはるかに重い状態の人たちが処遇されるようにすることと、それから通院だとか、そういうことについていうと、本当に御苦労してみえますので、そういうことが、先ほどのほかの議員の質問の中にもありましたように、弥富市が南北に長い、だから中心市街地の周辺の方は、今の48枚だと、それなりの利用ができますが、それだって、48だって、往復使えば月に2回ですよ、それ自身が。自転車に乗れたり、1キロ、2キロ歩ける人はほとんど使わない。使うのは結局、そういうことができない人たちということになりますので、ぜひしっかり御検討いただきたいと思います。

さらに、配食サービスと食事券の改善についてもお尋ねしたいと思います。

配食サービスにつきましては、御本人が今300円ですか、市がたしか360円だか80円を負担されて、毎日、基本的にお昼が配食されると。ある程度生活にも余力があって、そしてしっかりしておる人は、大体1食でとても食べ切れる量じゃないから、ちゃんとお昼に来てお昼に食べて、そして食べられないものは残して、夕方ちょっとほかのものを足して2食にして



使っておるから非常に助かりますと言うんですね。ところが、だんだんそういうことができないような人たち、それから御本人たちにとって、ふだんの自分が食べているものと似ている食事というかな、そういうものとの兼ね合いもありまして、例えば菜々耕房で、十四山のJAで売られておりますお弁当なんか530円を出ているんかな。配食もやっていますが、そちらのほうが自分に口に合うとか、それからもう1つは、300円の負担がちょっと耐えられないし、それは食べ切れんもんでもったいないとか、そういうことで、できたらそういう一定の内容を満たしたもので、当然、配食をやっている菜々耕房に出している人たちだと、弥富全市どこでも配達というのはちょっとできないんじゃないかと私は見ているんですが、しかし結構多くの方が利用しておりまして、ここの配食サービスに対しても市の補助金を出していただくことはできんかということ、ぜひ一度議会で取り上げてほしいという要望が何人もの方からありますので、こういう問題について御検討いただきたいということと、もう1つは食事券ですよ。

これは、もともとは福祉センターの中でだけ使えるものとして始まったんですが、月に5枚ですか、1,000円分、年間で1万2,000円分ということですが、今の状態では福祉センターに来るのに、75歳以上の方は無料ですが、それ以外の人につきましては往復400円かかるとか、あるいは障がい者の方でも往復200円かかるとかで、それだけお金をかけて出ていったら、せっかくいただいたものがということで、それと乗り継ぎやいろんなことがあってなかなか来られないということもあるんですが、今、市は老人クラブにお願いしたり、いろんな人たちの力をかりながら、そういうひとり暮らしの人たちだとか条件の悪い人たちを少しでもカバーしていくということで力を尽くしておるんですが、前にも私申し上げたことがあるんですが、シルバーカーと言われる手押し車を押して行けるような範囲に、そんなに大きくない、お年寄り夫婦がやっておるような小さい喫茶店は幾つもありますよね。そこは結構そういう人たちのたまり場になっていて、だけど実際に経済的な理由から、そういうところへ行くのもなかなかままならんということがありますので、せっかくの食事券が出されるなら、そういうものが近所で使えて、しかもそこは憩いの場所として使えるということになると、今の枠を広げることができるんですよ。

そういう人たちにとっては、月に1回喫茶店に行くとか、週に1回喫茶店に行くなんていうのは物すごい楽しみにしていますね、そこで人に会える、おしゃべりができる。そういうことを考えますと、私は、今、町なかにありますそういうたまり場を、今の状態だと、いずれ近いうちに、そういうものも多分なくなっていくような流れがありますよね。当然今のそういうところの料金なんかでは、少々お客がふえたところで、多分、中の調理器具が壊れたら、とても建てかえる力はありませんよね。そういう人たちがまだ元気で御商売をやっている間に、近所のお年寄りが集まって話ができる、そして社会とつながれる、ないところでは

できんですが、今の残って続けていただいておりますところでは、そういう人たちが社会参加できる。いつでも行けるわけですからね、決められた日にちじゃなくて、営業しておる日は。

そういうものとして、今、地域にあるそういう民力を活用するということも含めて、大体、シルバーカーを押して行ける範囲というと限られてきますよね。そこにあるものが活用できれば、私は市の支援の幅というか、ひとり暮らしの人たちや、そういう高齢者の人たちの社会参加を支える大きな土台となると思いますので、この面についての改善も、もう一度改めて、今の介護認定の状態がさっき申し上げましたような状態ということを考えますと、その前の人たちも含めて、一定の社会参加をしていく、そういう人たちを励ましていく施策の一つとして御検討いただけると、これはかなり力を発揮するものになると思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） いろいろな御提案、ありがとうございます。

一つ一つのことについて、今即答できるものではございませんけれども、個々に多少お答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、配食サービスの関係で菜々耕房の話でございますけれども、これも値段的に、今、市のとっているところと違う価格になっております。その辺のところは合わせなきゃいけないかどうかという問題と、それから本人負担についての現在の300円ですね、これを維持していくかどうかということといったようなことについても、またこれは検討する必要があると思いますので、一つの検討材料とさせていただきたいと思います。

それからもう1つ、近くの喫茶店等に集まる機会を非常に楽しみにしていらっしゃるということで、そういうところに対しても福祉センターで使えるチケットを使えるようにしたらどうかというお話だと思いますけれども、現在、市としては、先ほど議員も言われましたように、ふれあいサロンという事業を進めているところでございます。その中で、ふれあいサロンですと、いわゆるコミュニケーションの場と、それから専門的なスタッフを持った中で、より一層効果的な活動ができるのかなあとは思っております。このふれあいサロンのほうに全て移るということではございませんけれども、例えば、これは私の私案でございますけれども、そういった中心的に皆さんが集まれるような場所を使ってのふれあいサロンを行うといったような考え方も一つとしてあるかと思っております。そういったことも含めながら、今後どのような形で進めていくかというのを検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 善意でいろんな人の力をかりてやるということはいいことだと思うんです。ただ、こういう公的な格好で食事を提供するということになる、今の食品衛生法

の関係で、検便したり、あるいは調理をどうするかという問題が出てきますので、余り安易に考えないほうがいいと思います。それよりも、それはそれで、例えば食事を事業所からとるとかいろんな方法があるからいいと思うんですが、自分が行きたいときに行ける場所というのは、こういう方たちにとっては物すごく大事なものなんですよね。一度そういうことも含めてしっかり御検討いただきたいということを要望して、次の質問に移っていきたいと思います。

今のひとり暮らし、あるいは年寄りだけの世帯の数からいったら、少々で集められるようなものじゃなくて、ある今の民力もみんな使っていくということと、それからそういう人たちが手押し車を押して時間も気にせずに行ける場所にあるところというのは、そういう人たちにとっては物すごくありがたいところなんですよね。そういう人たちの実際の状態も配慮して、対応をお考えいただきたいと思います。

次に、国・県の制度としての改善と、市長もおっしゃられていますが、一番の問題は財源ですよね。ここが税と社会保障の一体改革ということで、消費税が使えるというふうに市長はお考えかもしれませんが、今、国が行っていることは、そうではなくて、社会保障の一体改革というのは、自然増で高齢者がふえてくる分だとか、それからもう1つは医学の進歩によって新しい医療技術ができて医療費がふえていくとか、こういうものを削っていくと。ふやさないと。これは小泉内閣のときに、自然増の2,000億円までいかない削減を決め、ストップしたことが、医療崩壊の大きい原因になったわけですが、大体今言っておることを全部やると、5,000億から6,000億ぐらい削るということになるんですよね。そういう介護や医療の関係の予算を。

だから、一体改革というのは、よくするんじゃないくて、国のほうは削るという方向で考えているから、今の要支援1・2も20%カットして市町村に移すと。予算で縛りをかければ、それ以上のことはできないというふうに考えると。ところが、弥富市は、必要な専門的介護は受けられるような手だてをとっていききたいと、今、市長がお話になられたんですが。

今、国民が考えていることと政府が考えていることというのは、今の安保法制の問題でもそうなんです、憲法の解釈を内閣の判断で変えてやっていくということを平気で、どれだけ矛盾を追及されても言っていく人たちですから、国民の暮らしがどんなにすさまじい状態になっておっても、市町村が、あるいは今、知事会は国民健康保険の改善のために1兆円出してくれと言っていますよね。ところが、何千億でとどめて、それ以上出さんようにして、市町村も負担をしないようにというのが国の意向ですよ。

だから全然、今、国民が困っていることに、市町村長や県知事の皆さんが考えているような、正面からそこに応えていくということでないところが、改革と書けばいいことだというふうに皆さん思われているんですが、そうじゃないことを見ていただいて、実際に現場の人

や国民の暮らしが毎日できる、そしてさっきも佐藤さんの質問の中でも、人口がふえることが国力が伸びることだという。ところが、今の形だと、どんどん年寄り早く死んでいけ、若い人たちはどんどん派遣労働者にして子供なんか産んでもいい。口では少子・高齢化と言っていますが、大体、結婚できるような給料を払わない仕組みが若者の半分ですから、今この状態をそのままにしておいて、幾ら地方創生だ何だ言ったって、ここでは事態は解決しないということもひとつ御考慮に入れて、ここは住民に密着した知事会や、市長会や、町村長会が、きちんと物を言うていただくということが物すごく大事になっておると思いますが、その辺では、根本的なことですので、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮さんの御意見だろうと私としては理解をさせていただくわけですが、この超高齢化社会、あるいは少子化というような問題につきましては、国を挙げて真剣に考えていこうという形は政府のほうも持っているわけですので、余りにも一方的な決めつけ方はいかなものかとも思うわけですので。

そういう状況の中において、我々は介護という形に対しましては、この第6期の介護事業計画を策定させていただきました。そして、向こう3年間の保険料という形の中で、40歳以上の被保険者に対して50%、そしてあとの半分の財源の公費は、国が25、そして県が12.5、市町村が12.5という形の中で、公費の財源負担が50%というような状況になっておるわけですので。そうした形の中で、県とか市の負担というのが25%あるわけですので。すけれども、これが大変厳しくなっているというようなことにつきましては全く同感でございまして、我々はこの財源に対しては、安定的な財源確保のために国のほうに要望していかなきゃならないということを思っております。国の25%の内訳財源をもっと構成的には広く大きくすべきだと思っております。

そうした形の中で被保険者の財源負担ということにつきまして、次の第7期の介護事業計画の中では明確に定めるべきであろうと思っております。今後も、まずは尾張9市の市長会等において、この介護事業計画に対するさまざまな課題があるわけですので、我々としては財源の安定的なために、いろんな意見を出していきたいと思っております。

前にも那須議員の御質問で、私たちは一般会計から介護保険料という形の中で財源を、いわゆる健康保険と医療のように繰り入れることができないものですから、非常に一般会計の中での負担が大きくなってくると同時に、これ以上のことについてはなかなか市町村の負担もできないだろうと思っておりますので、国のほうに安定的な財源を求めていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど配付させていただきました資料の3枚目をちょっとごらんい

ただきたいんですが、これは京都市の独自の障がい者施策の利用者負担の減免制度なんですね。京都市がやっている制度です。障がい者に対する施策につきましては、全国で自立支援法の1割負担は憲法違反だということで裁判が行われまして、そして多くの原告が勝利をして、結局、国との間で和解がされて、要するに障がい者がたくさん負担しなきゃいかんようなことはやらないと。それから、所得は本人の所得によって負担を決めるということを確認したんですが、それが今ほごになって、結構ここにあるように、国の制度というのは市民税が課税になると負担が高くなる仕組みになっています。ところが、京都市は独自に、市民税の所得割が3万だとか、16万だとか、あるいは39万だとか、いろいろ事業によって細かい区分を決めて、皆さんの負担が下がるようにしていますよね。

それから、例えば特別養護老人ホームなどに対しましても、東京都などは、東京都の施策として上乘せ、要するに介護労働者を確保するための支援もしっかりしておりますし、それから建設費補助金も、例えば愛知県の場合は、共産党の議員が県議会におるときには、随分以前、12年以上前のことだったんですが、年間40億円を超える、42億円近い特別養護老人ホームの建設費補助金を出していましたが、現在は年間10億円をちょっと超えるところで、これほど入れないという人がふえまくっておるのに、そうやって削るとか、国民健康保険の値上げを抑えるための県の独自負担も、最高時には28億あったのが、今はゼロになっていますよね。

こういう中で、前にも市長が頑張っていたいて、県の市長会の意見書としてやっていただいて、平成20年の4月以降、新たに重度の障がいになった人たちに対して、県の手当がカットされたものを復活してほしいと要望していただいたんですが、これも市長会が挙げてお願いしても、まだ県はいまだに。愛知県は、県の財政力は東京都に並んで全国トップなんですよね。結局、65歳以上のお年寄りの数1人当たりに対して、特別養護老人ホーム建設なんかの補助金は、愛知県は最低なんです、人口1人当たりでいうと。こういう状態というのは極めて異常ですよ。

東京都にしたって、あるいはかなりの県が、そういう県としての上乗せ支援をしていることが、今、国がどんどん削ってきておる中で、まだ一息つける大きいあれになっているんです。今度、こんな形でまた削られていくことが目に見えておりますので、ぜひこれは65歳以上に新たになった人の手当の復活だとか、精神障がい者の福祉手帳は療育手帳と同等の支援が行えるように。もともと同じように支援をしようと言っておるのが、後から来たこともあって、ほかの制度とあわせて支援の基準を変えるというようなこともされてないだとか、そういうことがありますので、ぜひ国に対して制度をきちんとしたものに、国の責任でやっていただくこととあわせて、愛知県のほうも、私ども今回、やっとなりの議員を県議会に送ることができましたので、そこを通してしっかりと県のほうに直接物を言っていきますが、

大体多分、以前私が調べたときには、1人当たりの予算だと、愛知県の予算と弥富市の予算が同じぐらいだったから、今もそうめちゃくちゃ変わっておらんと思いますよね。そのうちの一定部分が、福祉や、暮らしや、教育にきちんと使える、しかも全国最低というようなレベルじゃない状態で使うことで、かなり今後、恐らくどの市町村も苦勞していくことになると思いますが、そこを国にお願いするだけじゃなくて、県も頑張ってもらいたいようにぜひお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 県のさまざまな給付が最低であるというようなことを三宮さんはおっしゃるわけですが、さまざまな事業の中で県も福祉に対して頑張ってもらっていると思っております。しかしながら、さまざまな形でバランスある成長を遂げていかなきゃならないと。税財源の配分というのは非常に難しいというところもあろうかと思っております。

しかし、介護につきましては、先ほども申し上げましたように、我々の負担も県の負担も同じなわけですが、まずは国に新しい財源をしっかりと定めてもらうという形で、先ほどから私は社会保障・税一体改革という話をしておるわけですが、やはりこの国の25%の構成比を変えない限り、県も「はいわかりました」というようなことはなかなか、「うん」と言えないだろうと思っております。

そうした形の中で、あるべき財源の内訳に対する公費の支出をどうしていくかということが新しい大きな課題だろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間がありませんので最後にさせていただきますが、結局、いろいろ確かに言っていますが、例えばトヨタ自動車なんか、史上最高の利益を上げていても、5年間、多分6年目もだと思んですが、法人所得税は、国にも払ってないし、市町村にも払ってないですね。だから、愛知県の多くの市町村が、この間、財政力指数が1.8だとか1.6ぐらいあったのが、1.1だとか、場合によっては、豊田市なんかは今、1を切っていますよね。そういう状態になっているのは、史上最高の利益を上げておたって税金を払わんでもいいような仕組みで大企業が優遇されて、そして元気な愛知と言われているんですが、県民の暮らしに回す予算は、義務教育費についても児童1人当たりでいうと全国最低なんですね。こういう状態が、なんか県の特別な事情のように思われておりますが、県民の暮らし、市町村民の暮らしをきちんとすることが、県の力を大きくするもう1つのことであって、愛知県、日本中で2番というような財政力があって、都道府県で最低のことが幾つもあるような状態というのは、一日も早く改善していただくことを強く要望しまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時40分 休憩

午後 3 時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9 番（横井昌明君） 私は通告に従って、防災関連の 3 項目の質問をいたします。

1 項目めは、南海トラフ地震の対応についての質問でございます。

昨年、愛知県は、南海トラフで起こり得る最大規模の地震の被害状況を発表しました。それによると、愛知県内で約 2 万9,000人が死亡し、建物約24万棟が倒壊するなどの被害想定であります。また、同時に建物の耐震化や津波避難ビルの有効活用など減災対策が進めば、死者は 4 割以下の 1 万1,000人、建物も 4 割以下の10万棟まで抑えられるとしています。

愛知県で示された被害想定は、過去に国が2012年に公表した南海トラフ地震の最大想定モデルを反映しています。それは、マグニチュード9クラスの巨大地震で、愛知県沿岸部を中心に32市町村が震度7の揺れに見舞われ、渥美半島の外海に面する田原市で最大21メートルの津波が発生すると想定されています。津波によって浸水する面積は、愛知県全体で3万7,000ヘクタールであります。これに伴い、浸水や津波による死者も1万3,000人という厳しい数字であります。これは、防波堤やコンクリート構造物が地震で全て倒壊または沈下して越流し、盛り土の堤防は全て4分の1の高さまで沈み込むと想定されているものです。

愛知県では、伊勢湾台風によって西部地区の木曾川沿いを中心に大規模な浸水被害が出ており、一旦水につかるとなかなか引かない地形であることが影響しています。今回のモデルは1,000年に1度あるかないかの規模で、経済被害などは推定していません。

愛知県は、より頻度の高い東海・東南海・南海地震の連動クラスの地震を過去地震最大モデルとし、実際の防災対策の軸としております。南海トラフ地震のケースで、愛知県の経済被害は約14兆円であります。また、地震発生直後に約375万世帯が停電し、電力の復旧には1週間かかる等のライフラインの被害が想定されています。瓦れきなどの災害廃棄物は、東日本大震災で東北3県から発生した量に匹敵する約2,000万トンが発生すると見込まれている被害予測であります。

次に、我々が住んでいる地域の状況を説明します。

我々が住んでいる弥富市は濃尾平野にあり、この平野はほとんどが海拔ゼロメートル以下であります。この平野は、大きな河川、木曾川、長良川、揖斐川が運んできた土砂が堆積してきた沖積土であります。濃尾平野のゼロメートル地帯の面積は274平方キロで、海部地方、津島市、名古屋市西部、海津市、桑名市等であります。私は、南海トラフ地震が発生し

たと想定し、いろいろなシナリオをつくってみました。南海トラフ地震、マグニチュード9が起きたと想定します。この地方は6から7の地震であります。

河川堤は、地震の大きな揺れに見舞われると地盤が液状化し、河川堤が沈み込むように決壊する。堤防の機能がなくなれば、あっという間に水があふれ、市街地の住宅に流れ込み、また浸水します。

避難所等の公共施設については、公共用建物は耐震診断がされ、特に避難所等の学校建物はI s値が0.7以上に補強され、公民館等は耐震診断ではI s値が0.6以上となっております。公共用建物の中で市役所のみが耐震性がないと報告されております。

ここに使われているI s値とは、建物の構造耐震指標であります。I s値が0.6以上であれば、地震等の振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が低いと言われております。

地震の発生につきましては、この時期につきましては、静岡県を中心とした東海地方で3年前に起きた東日本大震災に匹敵する規模の東海・東南海・南海地震は、あすに起こっても不思議ではない状況にあるとも言われております。

では、南海トラフ地震が発生したと仮定し、質問いたします。

愛知県が発表しました南海トラフ地震では、最大想定モデルで弥富市は震度6強から7であります。先ほど平野議員から庁舎移転の質問がありました点について、多少重複するかもわかりませんが、なるべく重複を避けて質問いたしたいと思っております。

建物の耐震性については、法律に基づき耐震構造指標がI s値で表示してあります。市役所の庁舎（昭和41年建築）については、目標耐震性能値は0.9以上が求められております。しかし、弥富市役所はI s値が0.9を大きく下回り、倒壊の危険性が高いとされている0.3を下回っているところ、0.21というところもあります。I s値が0.3未満の場合、震度6から7の地震の振動及び衝撃に対しては、倒壊または崩壊する危険性が高いと言われております。

私は、南海トラフ地震で弥富市役所は倒壊または崩壊する危険性が高いと思っております。そのような庁舎で地震が月曜日から金曜日の昼間に発生したと想定すると、大変なことになります。市民及び弥富市の職員に大きな犠牲者が出ると思っております。私は、今の行政訴訟がどの程度進展しているかわかりませんが、新しい庁舎ができるには相当時間がかかると思っております。南海トラフ地震対策のために市役所を仮庁舎、これは十四山支所、社会教育センター等に今すぐでも移すべきであると思っておりますが、市長にお尋ねしたいと思っております。

新庁舎を今の場所へ建てるか、ほかの場所になるか、どちらにしても仮庁舎への移転は時期が早い遅いの決断であると思っておりますので早急の実施すべきであると思っておりますが、どうでしょうか。

私の庁舎移転の一般質問が偶然一致しました。これは6月1日全員協議会で、執行部側よりお話がございました。庁舎移転の説明がありました件については、私は大賛成であります。



再度市長より移転の時期や移転場所を報告して下さるよう、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

御質問の仮庁舎への移転につきましては、先ほど平野議員の御質問に対して答弁させていただきました。時期は平成28年5月のゴールデンウィーク明けに移転の調整をしていきたいと思っております。それにつきましては、この6月補正で移転の設計料を認めていただき、そして9月におきましては移転の工事費という形の中でお願いをしていく所存でございます。

また、横井議員からも早期の仮移転ということにつきまして御賛同をいただきましたことに、この場をかりまして感謝申し上げますとおるところでございます。

さまざまな形で仮庁舎の移転期間が、仮に4年、5年と長期にわたる場合、仮庁舎ではなく庁舎移転というような状況として、地方自治法の第4条第3項の規定による出席議員の3分の2以上の同意が必要になるのではないかという御質問でございますが……。

○9番（横井昌明君） これからしようと思った。

○市長（服部彰文君） ごめんなさい。じゃあ後ほど御答弁させていただきますけれども、そういう形の中で平成28年のゴールデンウィークの明けに移転をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、市長からお答えになりましたけれども、ちょっと質問させていただきます。

私が前々回の一般質問で、合併推進債の期限と用地買収、庁舎移転等の年限を質問した時期の回答は4年から5年ということで、用地買収、建築にかかるということでありました。それだけ長い期間であれば、仮庁舎ではなく、庁舎移転であると思われれます。庁舎移転の場合は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意が必要であると思われれます。私は、現在の庁舎の現状から判断すれば、大多数の方々の賛同が得られると思います。では、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員、大変失礼いたしました。少し先走りまして。

そういうような形の中で、仮移転にかかわる御質問として、仮庁舎の移転期間が長期になった場合に、仮庁舎ではなくて庁舎移転という形の中では、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意が必要となるのではないかという御質問でございますけれども、これにつきましては愛知県に照会をかけました結果、現在の位置に戻るとの前提で新庁舎の建設工事の発注が未確定でありながら仮庁舎移転し、仮移転期間が4年、5年と長期にわたる可能性がある場合であっても、条例の改正は必要ないと回答をいただい

おります。条例の改正を行わないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、次に移らせていただきます。

南海トラフ地震が発生した場合に、河川堤は液状化により沈下する可能性が高いと思います。地震と同時に河川の水が浸水する可能性があると思定されます。私の家から周囲を眺めると、8割から9割以上が2階建て住宅であります。また、この弥富地域の住宅は、ほとんどが2階建てであると思います。また、浸水の際には自宅の2階に避難される方も多いと思います。しかし、自分の家は海拔どのぐらいの位置にあるのかわかりません。

海拔表示について主な市町村を上げてみますと、三河地域では、豊橋、西尾等の海岸市町村、東海市、知多市等の知多地域、三重県であれば、四日市、桑名等の沿岸地域及び近隣の木曾岬町があります。例えば豊橋市の例では、東北の震災後、自宅の標高を知りたいという要望が市民から多くあったそうです。豊橋市は、事前の備えにもなるということで、一気に685本の電柱に標高を設置しました。

過去にいろいろな議員から標高設置の質問、要望がありましたが、その回答として、標高を設置した場合、地域の住民が不安になる。また、同報無線に海拔表示があるとの回答でありました。

私は、弥富市民の方々は、この海部地方が海拔ゼロメートル以下の地域であることは誰でも知っていると思います。海拔を知ることにより、豊橋市のように事前の備えにもなると思います。また、市民は自宅がどのぐらいの標高にあるかを知る権利があると思いますので、ぜひとも電柱等に海拔表示設置を実施してほしいがどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 横井議員の御質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震は弥富市に与える影響は極めて大きく、発生する地震の強い揺れや地盤の液状化により、河川、海岸堤防が影響を受け、建物被害、人的被害が極めて厳しいことは大変重く受けとめているところであります。

海拔表示をすべきであるがどうかとの御質問でございますが、弥富市は海拔ゼロメートル以下の地域でありますので、大変危惧されております。また、日ごろから標高を確認していただくことは大変重要なことと思っております。標高の表示につきましては、3月議会において小坂井議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、同報無線90基、避難所35カ所に海拔表示をしております。また、緊急時避難マップには標高分布として表示してありますので、御自宅の標高の確認をお願いいたします。また、携帯電話のGPS機能により手軽に標高の確認ができることから、自助の範囲での御確認をぜひともお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市民の方々も、標高設置されることにより、自分の家がどのぐらいの位置にあるかということもわかり、安心されると思いますので、いろいろ今答弁がございましたけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

次に、家が不安で避難所に避難しました。避難所（小・中学校）のライフライン、電気についてお尋ねしたいと思います。

災害（台風・地震・浸水等）が発生した場合、地域住民は最初に避難施設として行動するのは小・中学校であります。災害時に市民の避難所となる学校体育館等の屋根に太陽光パネルを設置し、非常時には発電した電気を活用する。通常時には、売電または非常用電源装置に貯留する。災害時は必ずと言っていいほど停電が発生し、復旧には数日かかります。非常用のディーゼル発電機が各学校避難所に設けられていることも承知しております。しかし、その非常用発電機は1階に設置されているので、浸水したときに水没すると思います。多分、災害用には使えないと思います。太陽光発電をすることで、避難所の最低限の照明や通信機器の電源の確保ができると思います。ぜひとも太陽光発電を各学校避難所に設置してほしいと思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 避難所にライフライン、太陽光発電を行うべきであるがどうかとの御質問でございます。

避難所における電源の確保は、議員御指摘のように大変重要な項目の一つであります。弥富市の避難所（小・中学校）には非常用発電機を配備しておりますが、浸水を考慮して2階以上に保管するようにしております。

議員御提案の避難所である小・中学校に太陽光発電装置の設置をとのことでありますが、太陽光発電システムは、日の出小学校、弥生保育所、白鳥保育所に設置がされております。しかしながら、災害を考慮した施設になっておりません。

また、全小・中学校、保育所に設置することは、多額の費用が必要となることから、今後、施設の改修を実施する時期に検討してまいりたいと考えております。

なお、発電機以外の多様な電源確保は大切でありますので、今年度、移動可能なリチウムイオン蓄電池の導入を計画しております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が言われましたリチウム電池ですか、これはどれだけでもつんですか。ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（佐藤高君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） リチウムイオン蓄電池の件でございますが、一応、ポータブル的なものでございまして、24時間は動くというようなことで今伺っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） それで、今言われたディーゼル発電機と両方併用すると、大体1週間ぐらいもつということですね。そういう意味ですね。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） この蓄電池につきましては、緊急用に一時的に使うというような想定をしております。また、ある程度長期的に使うということであればポータブル発電機、今申しましたような発電機を使って電源を確保するというようなことを考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） いろいろ考えてみえますので、照明は避難所にはぜひとも必要なものでございます。ですので、どういう方法であれ、しっかり必要なことの設置をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

災害対策基本法の一部が平成25年6月に改正されましたが、その中の避難行動要支援者名簿、これは法律の第49条10項から13項で作成しなければならないと規定しております。そこで問題となることは、個人情報との関連であります。その支援者名簿の作成の際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、必要な情報を目的外に利用することができるとなっております。事前には避難行動要支援者の同意を得て、消防署、自主防災組織にあらかじめ情報を提供することが可能であります。また、災害発生時、または発生するおそれがある場合は、本人の同意なしに支援関係者に提供することができると規定しております。

南海トラフ地震のように大きな災害が発生した場合、自主防災組織が中心となって地域を支えなくてはなりません。地域ごとに要支援者がいるか把握していなければ、援助活動のしようがありません。この名簿作成について、現在どのようになっているのか、また今後どのように利用されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 避難行動要支援者名簿がどのように運用をされるのかとの御質問でございます。

避難行動要支援者名簿の作成、活用につきましては、議員御説明のとおり、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を災害から保護するために、地域の支援者との間で情報を共有して素早い支援が実施できるように定められたものであります。

名簿の整備につきましては、今年度、障害者手帳をお持ちの方全てに、災害時要援護者登録制度の案内をさせていただき、御本人や御家族の意思を確認した上で、登録者の増加を図ってまいりたいと考えております。

このように、現在作成しております要支援者名簿を区長、自主防災会、民生委員などの皆様の御協力を得て、さらなる名簿の整備を実施してまいりたいと考えております。

また、災害対策基本法の一部改正を受けまして、弥富市防災計画において避難行動要支援者対策として掲載しております。その中で、名簿情報の保管の徹底や複製の制限などの情報管理の徹底を図り、避難支援者関係者へ情報漏えい防止の措置を求めるなどを規定しておりますので、今後、個人情報保護に十分配慮して、関係者の御理解をいただき、連携をとりながら避難行動要支援者対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今の総務部長の話によりますと、まだ名簿はできておらんのですね。まだ未完成ですね。そういう意味ですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 名簿はできておりますが、まだ整理が済んでおりません状態でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 地震もいつ来るかわかりませんので、早急に整備をしていただくようお願いいたします。

南海トラフ地震が発生した場合については、行政もいろいろと防災の対応を計画し、実施してみえますが、私なりにいろいろと気づいたことを述べさせていただきました。今後も防災対応をしっかりとお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

次に、弥富市地域防災計画についてお尋ねします。

弥富市の地域防災計画は、風水害、原子力等の災害、大規模地震及び危険物災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものであります。私は、この中の弥富市地域防災計画の弥富地域に災害が発生した及びする非常配備（第3次非常配備）についてお尋ねしたいと思います。

第3次非常配備について、風水害の場合は、台風、集中豪雨により市の全域にわたり風水害が発生すると予測される場合、また全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合において本部長が非常配備の指令をしたとき。もう1つは、甚大な被害が発生したときでございます。

また、地震の場合、第3次非常配備は、本市もしくは近隣市町村で震度5強以上の地震が

発生したとき。本市もしくは近隣市町村において重大な災害が発生したとき。津波警報が発令されたとき。

風水害の場合も、地震の場合も、このようなケースでは全職員が参集することになっております。この全職員参集となっておりますが、地震の場合の全職員、括弧して「自主参集」となっておりますが、どういうことが説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

第3非常配備についての中で、地震の場合の全職員自主参集となっているがについてでございますが、地震時における第3非常配備は、議員御指摘のとおり、全職員自主参集としております。地震に関する非常配備基準におきましては、本市もしくは近隣市町村において震度5強以上の地震が発生したときや地震による重大な被害が発生したときとしており、突然の地震発生により電話などによる連絡が途絶する場合は予想されるため、自主参集としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が言いました電話等途絶という話でございますが、最終的には全職員が集まってくるという意味ですね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 第3非常配備につきましては、正職員は全て参集ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、全職員とはということで、これは保育所の保育士さんや学校・保育所の用務員さんまで含まれているのか。また、参集するにはどこへ参集するのか、お尋ねしたいと思います。

市役所の職員は、ほとんどが防災本部の任務になっております。学校を初め数十カ所の避難所を開設した場合、職員の配置についてどのようになされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

全職員とは、保育士、用務員も含まれるのかという御質問でございますが、弥富市地域防災計画の弥富市災害対策本部組織図におきまして、保育所は児童課の中に含まれておりますので、正職員の保育士も非常配備の全職員に含まれると考えております。

また、どこへ参集するのかにつきましては、第3非常配備につきましては、市役所職員は非常配備表に基づき、主任以上の職員は本部配備要員と避難所担当職員に割り当てをしてお

ります。避難所担当職員以外は市役所に参集としております。

また、保育市は勤務先の保育所としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、もう1つ、学校の用務員さん、保育所の用務員さんの話もしたんですが、それも各課に属するというのでいいですね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

正職員の方につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次へ移ります。

私は過去、弥富市職員でありましたので、平成19年5月につくられました災害時職員行動マニュアルを持っております。職員行動マニュアルは、災害が発生したとき、また災害の発生のおそれがあるときに、災害に対しどのように行動したらよいかということのマニュアルを熟読して行動しておりました。災害行動の聖書みたいなものであります。

しかし、現在の地域防災計画と災害行動マニュアルは多少ずれがあります。例えば、先ほどもちょっと話がありましたように、地震の第3次非常配備にしても、マニュアルのほうが震度6以上、防災計画では震度5強となっております。弥富市防災計画にしても、市職員のマニュアルにしても、最近出された愛知県の南海トラフ地震の報告書を参考にし、計画を修正すべきところは改めて出版する必要があると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 災害時職員行動マニュアルが平成19年につくられており、新たに作り直すべきであるがどうかとの御質問でございます。

弥富市防災計画は、愛知県の防災計画の改正に伴い改正をしておりますので、議員御指摘のとおり、災害時職員行動マニュアルにつきましても適正に修正して配付をしております。

また、新人職員につきましては、修正したマニュアルで研修会を実施しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） こんな厚い本ではなかなか読んでおれませんので、本当に概略がきちんと書いてあります。ですので、あれがあると職員も大変助かると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

今後も災害に対する準備が大切でありますので、関係団体の協力のもと防災に対処する必要があります。

では、次に移ります。

次に、公共施設の老朽化対策、天井落下防止についてでございます。

平成26年と27年で学校施設の体育館の天井落下防止のための工事が施工されています。最近、中日新聞の記事で、「大治西小学校の体育館で吹きつけ材の一部が落下しました。この体育館は、東日本大震災で落下が相次いだつり天井にかわって、昨年の6月から8月に吹きつけ材が施されました。落下したのは発泡スチロールのような材質で、3平方メートルほど落下しました。それは、防音や断熱効果があるとされる断熱材であります」ということでございます。

弥富市の天井落下防止の対策工事も、同じ材質を使って工事をしていると思いますが、弥富市の学校は大丈夫でしょうか。早急に点検を実施すべきであるが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の体育館のつり天井撤去に伴い施工しました天井への吹きつけ材の落下防止についてお答えいたします。

まず、大治町の大治西小学校の体育館で5月18日から19日にかけて、天井の吹きつけ材の一部が2度にわたり落下した件について、町では第三者委員会を設けて原因を調べる予定とされているようです。市としましては、その調査結果を踏まえ、必要であれば対策を講じるようにしたいと考えております。

なお、落下の原因として考えられることでございますが、直接・間接的に衝撃を与えた。雨漏りにより粘着性が損なわれた。結露防止のため、屋根材にペフというスポンジ状のものが張ってあるわけですが、それを撤去せずに、そのまま吹きつけ材を施した。また、同等の製品を使用しても、施工業者の未熟さもあるということでもあります。

以上のことから、体育館利用時には天井に衝撃を与えることのないよう学校関係者に通知することや、市の発注時には、雨漏りについては工事施工前に確認して対応策を講じることと、ペフは撤去するよう設計し、発注しております。よって、本市の場合、差し当たって吹きつけ材の落下の可能性は極めて低いと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、教育部長から思っておりますというより、実際にきちっと点検すべきであると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、ほかの公共施設については、平成25年7月に建築基準法の施行令の一部の改正がありました。それは大規模空間、6メートル以上の高さにある200平米以上のつり天井の落下防止対策の基準が定められたということです。学校以外で弥富市の避難所として天井落下防止に該当する主な公共施設は、総合社会教育センター、南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、十四山スポーツセンター、総合福祉センター、農村環境改善センター、



市民ホール等が避難所で該当します。公共施設で建築基準法の施行令の改正があったので、ほかの公共施設も含め、避難所、体育館等の天井落下の危険性があるところについては、いつまでに、どのように工事をすべきであるか、お尋ねしたいと思います。

このことは施設利用者の人命にかかわることですので、早急に工事を実施すべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 社会教育センターを初めとする社会教育関係施設の天井でございますが、工事の方法につきましては補強という手段もあります。しかしながら、経費のことや文科省の指導を考慮しますと、やはり撤去が適当と思われれます。

時期についてでございますが、緊急性は十分に認識しておりますけれども、市としまして公共施設全体の利用状況や老朽化の状況、財政見通しの分析などを踏まえた公共施設等総合管理計画を今年度に策定し、それを踏まえまして個別施設計画を検討の上、長寿命化を図る手段を含めて決定して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 25年7月に建築基準法の施行令の改正で天井落下防止の基準が定められており、市民の安全にかかわることであるので早急に実施すべきであると思います。

先ほどの回答で財政上の見解ということがございましたが、地方自治体の預金と言うべき基金の状況は、弥富市全体で32億6,000万あります。そのうち、このような施設の安全対策に使ってもいいというようなものにつきましては、財政調整基金、公共施設整備基金等が合計で約25億1,000万あります。これは基金です。これは、平成27年3月現在でございます。そのほかにも、26年度決算につきましても相当の繰り越しが出ると思います。このような基金等は、市民の安全のための施設安全対策に利用すべきであります。早急な安全対策をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 先ほどの1つ目の御質問の中で、避難行動要支援者名簿がまだ整備されていないのかとの御質問でございました。修正答弁をさせていただきます。

名簿につきましては整備をしてありますが、さらに障害者手帳をお持ちの方などの確認をし、内容の充実を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、22日の月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代